令和５年７月１日

会　員　各　位

一般社団法人香川県トラック協会

７ 月 の 情 報 提 供

１．　求荷求車情報ネットワーク(WebKIT)成約運賃指数(令和５年５月分)・・　１

２．　２０２４年問題対策セミナーのご案内について・・・・・・・・・・・・　５

３．　乗務員講習会のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

４．　初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内・・・・・　８

５．　歩行者ファーストかがわ２０２３について・・・・・・・・・・・・・１１

６．　歩行者ファーストかがわ２０２３への参加案内と参加費助成について・２７

７．　全日本トラック協会優秀運転者顕章候補者の推薦について・・・・・・３０

８．　「自動車運送事業の運行管理者表彰制度」のご案内・・・・・・・・・３３

９．　みんなで防ごう！熱中症・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２

１０．　夏期労働災害防止強調運動実施要綱・・・・・・・・・・・・・・・４４

１１．　定性的フィットテスト測定キット購入補助金のご案内・・・・・・・・５１

１２．　騒音障害防止のためのガイドラインを改訂しました・・・・・・・・・５５

１３．　テールゲートリフター特別教育インストラクター養成講座案内・・・・５７

１４．　荷役ガイドラインのあらまし・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５９

１５．　陸災防香川県支部の皆様へ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６７

１６．　会員名簿の変更について(令和５年７月１日付)・・・・・・・・・・・６８

※地球環境に配慮したペーパーレス化を図るため冊子での発送を行っておりません。

※申請書類や申込書等が必要な場合は、本書からプリントアウトしてご利用ください。

令和５年６月１日
（公社）全日本トラック協会
日本貨物運送協同組合連合会

求荷求車情報ネットワーク（ＷｅｂＫＩＴ）成約運賃指数について
（令和５年５月）

（公社）全日本トラック協会と日本貨物運送協同組合連合会でとりまとめた、令和５年５月分の運賃指数の概要は以下のとおりです。

令和５年５月の運賃指数の概要

１．令和５年５月の運賃指数は、前月比２ポイント減、前年同月比４ポイント増の１２２であった。
２．５月末現在の求車登録件数は９４，７２５と前年同月比８，７４８増（１０．２%増）となった。

１．加入者数、成約件数

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
加入者数（ID数）	2,720	2,979	3,190	3,389	3,642	4,005	4,340	4,735	5,259
対象成約件数	116,046	118,720	126,922	142,617	162.940	180,849	206,064	237,182	277,064

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
加入者数（ID数）	5,694	6,062	6,401	6,551	6,613
対象成約件数	288,956	272,250	289,573	292,118	46,473

※令和５年度は令和５年５月末現在（以下同様）

２．荷物情報（求車）件数

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
登録件数	500,764	557,137	634,610	928,734	997,204	1,051,395	1,180,371	1,558,945	1,927,949

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録件数	1,431,478	914,565	1,351,844	1,644,732	224,025

荷物情報（求車）	令和５年５月	前年同月比		前月比	
		増減数	増減率	増減数	増減率
登録件数	９４，７２５	８，７４８	＋１０．２%	－３４，５７５	－２６．７%
成約件数	２１，５２０	７６５	３．７%	－２，７７７	－１１．４%
成約率	２２．７%	－１．４ポイント	―	３．９ポイント	―

3. 成約運賃指数（月別）の推移（平成22年4月を100とする）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成22年度	100	98	96	100	105	102	101	103	107	104	104	110
平成23年度	111	108	106	109	108	108	106	106	109	105	104	111
平成24年度	108	103	102	102	107	107	106	105	112	107	106	113
平成25年度	108	106	107	108	112	111	111	115	119	114	115	126
平成26年度	114	113	111	115	116	117	119	119	122	116	115	119
平成27年度	115	116	114	114	117	117	117	118	121	115	113	117
平成28年度	116	115	111	111	116	115	114	115	121	113	114	120
平成29年度	115	114	112	113	118	119	118	122	127	119	122	126
平成30年度	121	118	118	123	130	136	133	131	137	128	127	132
令和元年度	130	128	124	124	130	131	131	129	130	126	122	126
令和2年度	120	116	111	113	118	117	115	117	123	119	117	121
令和3年度	116	113	108	116	122	119	118	122	128	121	121	123
令和4年度	120	118	114	119	123	122	123	124	130	123	123	127
令和5年度	124	122										

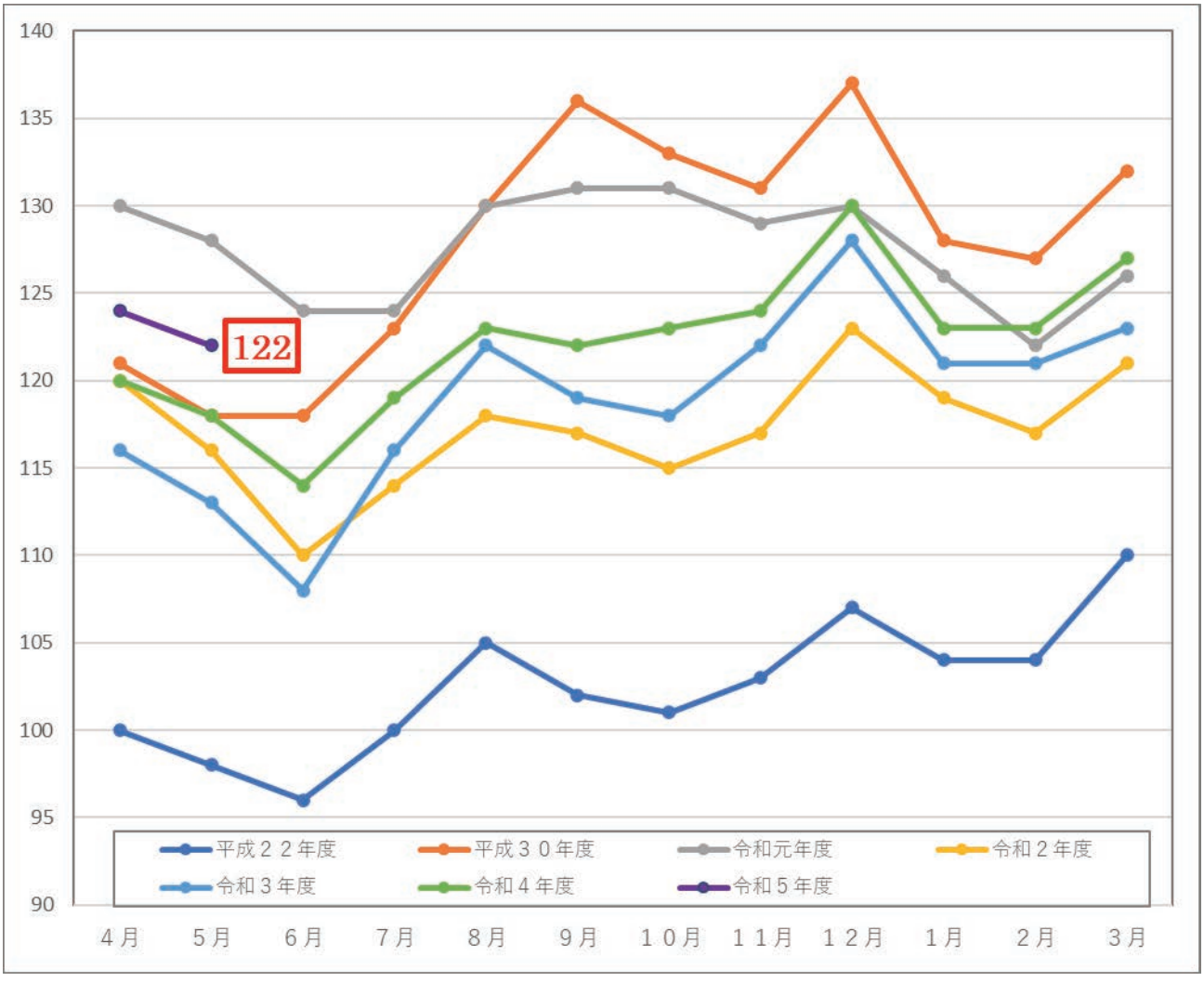

※グラフは平成２３年度～平成２９年度を省略してあります。

4. 成約運賃指数（年度）の推移（平成22年度を100とする）

年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
全体	100	104.8	103.5	110.1	113.2	112.8	111.7	115.3	124.2
荷物重量 4t以下	100	104	103.7	111.9	115.6	115.6	115.7	119.6	127.7
荷物重量 4t超	100	104.7	103.4	110.2	113.9	114.1	111.6	115.0	123.3

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
全体	124	114	115.6	118.8	119.5
荷物重量 4t以下	128.5	118.8	120.4	125.8	124.8
荷物重量 4t超	121.4	111.9	113.1	114.5	115.2

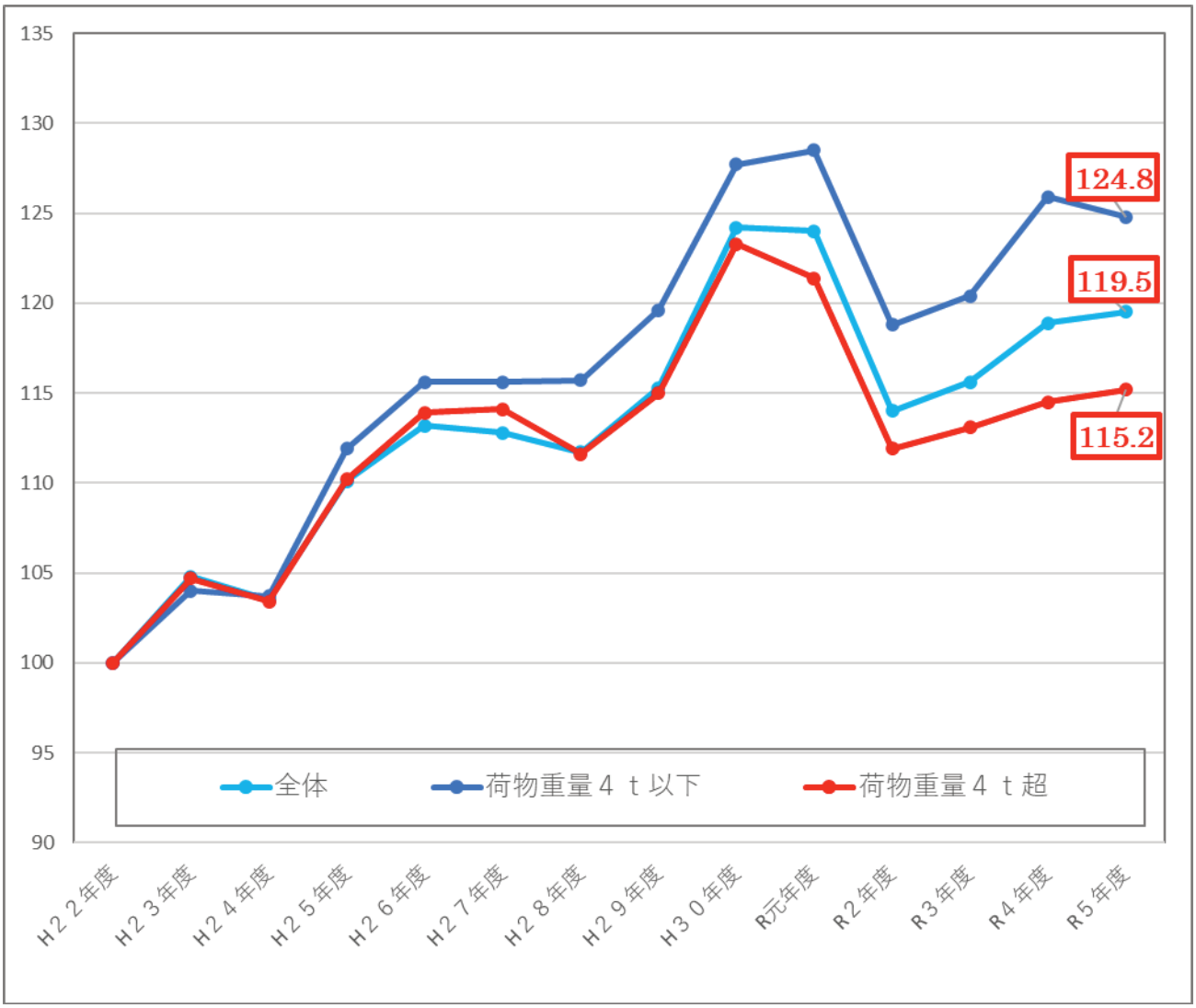

○成約運賃指数公表の背景

公益社団法人全日本トラック協会（全ト協）と日本貨物運送協同組合連合会（日貨協連）では、トラック輸送産業が国民生活、産業活動を支えるために、荷主企業等の経営管理とトラック運送事業者の事業適正化に寄与すべく、トラック運賃の直近の傾向について、「求荷求車情報ネットワーク」（ＷｅｂＫＩＴ）における成約運賃をもとに概括的に指数化したものを平成２５年１２月から毎月公表している。

この指数は、平成２２年４月を基準（年度指数は平成２２年度平均を１００）としたもので、データの公表については、事前に公正取引委員会と協議を行っている。

※本指数については、ＷｅｂＫＩＴにおける成約運賃の平均を指数化しているため、各事業者個別の運賃動向と異なる場合がある。

※平成２７年４月にＷｅｂＫＩＴシステムは日貨協連に移管されたが、本指数については、全ト協及び日貨協連との連名にて公表する。

○成約運賃指数とは

荷物情報（求車）、車両情報（求荷）それぞれの登録情報について、対象期間に成約に至った個別運賃を合計し、総対象成約件数で除した金額を指数化したもの。

○ＷｅｂＫＩＴとは

協同組合に加入する中小トラック運送事業者のための求荷求車情報システムで、インターネットを利用して、荷物の輸送を依頼する側と保有する車両を活用したい運送事業者側が、それぞれ情報登録を行い、お互いにマッチすれば成約に至る。本システムにより、帰り荷や傭車の確保、季節波動へ対応し、輸送効率の向上と環境負荷軽減を目指している。

※平成２６年４月より集計方法を変更し、本指数については、速報値をもとに集計しております。
なお、後日、確定値を基に再集計し直すため、過去の数値、指数の一部が修正される場合があります。

◇お問い合わせ先　（公社）全日本トラック協会
経営改善事業部　深田
ＴＥＬ０３－３３５４－１０５６

日本貨物運送協同組合連合会
事業部　金子
ＴＥＬ０３－３３５７－６０６８

令和５年７月３日

会　員　各　位

（一社）香川県トラック協会
適正化事業課

「2024 年問題」対策セミナー開催（ご案内）
～改善基準告示の改正について～

拝啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会事業に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当協会では、「2024 年問題」、特に改善基準告示の改正について対応すべくセミナーを開催いたします。

つきましては、是非ともご参加賜りますようご案内申し上げます。

敬具

記

１．日時　　令和５年７月２６日（水）　１３：３０～
２．場所　　ホテルパールガーデン　「讃岐の間」　高松市福岡町２－２－１
３．内容　　〇改善基準告示の改正について
　　講師：グッジョブ社労士事務所　合田弘孝社会保険労務士　　様

香ト協（FAX：087-821-4974）宛

「2024 年問題」対策セミナー参加申込書

会社名　　担当者名

参加者	

※定員 80 名

※令和５年７月２０日（木）までにお申し込みください。

令和５年７月１日

会　員　各　位

一般社団法人香川県トラック協会

令和５年度　乗務員一般講習会のご案内

拝啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、香川県トラック協会では、平成 16 年度より国土交通省告示 1366 号を基にし、安全意識の高揚と交通事故防止に寄与することを目的とした乗務員向け講習会を開催しております。

香ト協専任講師による事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する知識を説明するほか、貨物自動車運送事業法など関係法令への理解も同時に深めていただける内容となっております。

参加を希望される事業者は、別紙申込書に必要事項をご記入の上、トラック協会まで返信ください。

敬　　具

記

１．開催内容　乗務員一般講習

２．開催日時　別紙参加申込書を参照ください。

３．対 象 者　営業所所属運転者
※乗務員教育を担当する管理者の参加も可能です。

４．費　　用　無料

５．申込方法　参加申込書に必要事項を記載され、FAX にてお申し込みください。

６．問合せ先　一般社団法人香川県トラック協会
電話　087-851-6381　FAX　087-821-4974

以上

令和５年度　乗務員一般講習会　参加申込票

・**乗務員一般講習**（受講希望日に✔印をご記入下さい。）

✔印 記入欄	開催回	開催日時	開催場所
	第 248 回	8 月 19 日（土） 9:00　～　12:00	会場　ユープラザうたづ 住所　綾歌郡宇多津町浜６番丁 88

¥

〇受講希望者データ

会 社 名	
担当者名（記入者）	

	氏　　名	生年月日	トラック ドライバー歴	乗務車種 （〇印記入）
1	（ふりがな）	昭和 ・ 平成　　年 月　　日（満　　歳）	年	大型 中型 小型
参加希望講習 （〇印記入）	第 248 回（AM）			
2	（ふりがな）	昭和 ・ 平成　　年 月　　日（満　　歳）	年	大型 中型 小型
参加希望講習 （〇印記入）	第 248 回（AM）			
3	（ふりがな）	昭和 ・ 平成　　年 月　　日（満　　歳）	年	大型 中型 小型
参加希望講習 （〇印記入）	第 248 回（AM）			

※香ト協（ＦＡＸ　087－821－4974）へ申し込みください。

※１事業所３名までとさせていただきます。

令和５年７月１日

会　員　各　位

一般社団法人香川県トラック協会

初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内

拝啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業者等は貨物自動車運送事業輸送安全規則第１０条第２項の定めにより、標記運転者に対して特別な指導を行うこととなっております。

本年は昨年と同様に、四国交通共済協同組合と共催し、初任運転者講習会（６時間講習・１０回)、事故惹起運転者講習会（６回）を下記要領で開催することと致します。

つきましては、業務ご多忙とは存じますが、当該運転者の派遣を賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、都合により各回２０名を定員とさせていただいております。

敬　具

※初任運転者とは（指導の場合）

貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条第１項に基づき運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者。（当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前３年間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く）

※初任運転者講習会については、「初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間」１５時間以上の内、６時間講習で実施しますので、残り９時間の指導は貴社等で教育をお願い致します。

※事故惹起運転者とは

死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第５条第２号又は３号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こした運転者、及び軽傷者（同条第４号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該交通事故前の３年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者。

記

１．　開催日程

＜初任運転者講習会＞

~~第１回　令和５年　４月１３日（木）~~	第８回　令和４年１１月３０日（木）
~~第２回　　４月２７日（木）~~	第９回　　令和６年２月８日（木）
~~第３回　　６月　１日（木）~~	第１０回　　３月２８日（木）
第４回　　７月１３日（木）	
第５回　　８月２４日（木）	
第６回　　９月２１日（木）	
第７回　　１０月１９日（木）	

＜事故惹起運転者講習会＞

~~第１回　令和５年　５月１１日（木）~~	第５回 令和６年　１月１８日（木）
第２回　　７月　６日（木）	第６回　　３月１４日（木）
第３回　　９月１４日（木）	
第４回　　１１月　２日（木）	

２．開催時間　　９：３０ ～ １７：００

３．場　　所　　四国交通共済会館

４．受 講 料　　講習会に係る費用は香ト協で負担いたします。

５．定　　員　　２０名

６．申　　込　　初別紙申込書を四交協へファックス送信ください。
初任運転者講習会の申込みについては、定員に達している場合があります。
※事前に、四国交通共済協同組合ホームページ「講習・研修スケジュール」(http://yonkokyo.or.jp/publics/index/32/)で申込状況をご確認いただきお申込み下さい。

７．証 明 書　　受講修了後、特別指導受講証明書が発行されます。

８．そ の 他　　筆記用具を必ずご持参ください。
※屋外講習がありますので、実施できる服装等で、ご参加ください。※やむを得ず、日程を変更する場合があります。予め、ご了承ください。

初任及び事故惹起運転者講習会参加申込書

○初任運転者講習会（受講希望日に印をご記入ください。）

✔印記入欄	開催日	✔印記入欄	開催日
終了	令和５年　４月１３日（木）		令和５年　１１月３０日（木）
終了	４月２７日（木）		令和６年　２月　８日（木）
終了	６月　１日（木）		３月２８日（木）
	７月１３日（木）		
	８月２４日（木）		
	９月２１日（木）		
	１０月１９日（木）		

○事故惹起運転者講習会（受講希望日に印をご記入ください）。

✔印記入欄	開催日	✔印記入欄	開催日
終了	令和５年　５月１１日（木）		令和６年　１月１８日（木）
	７月　６日（木）		３月１４日（木）
	９月１４日（木）		
	１１月２日（木）		

※開講時間は、９：３０～１７：００（各回共通）　※ご希望の講習日にチェック（✔）をお願い致します。
※複数の講習会にお申込の方は、この用紙をコピーしてご利用下さい。

○受講者データ

	ふりがな 氏　名	生年月日	
		昭和 平成	年　月　日

○派遣先データ

会社名			
会社住所	〒		
電話番号		ＦＡＸ番号	
担当者名		役　職	

※　受講後、特別指導受講証明書をお送りしますので、担当者名と役職、及び会社住所を必ずご記入ください。

四交協　ＦＡＸ（０８７７－４４－３３９０）へご送信願います。

歩行者ファーストかがわ2023 ～目指せ！無事故･無違反～

参加申込書

（運転記録証明書交付申請書）

自動車安全運転センター　香川県事務所長　殿

参加申込者名簿のとおり証明書の交付申請をします。

（申請者）　かがわ交通安全活動推進実行委員会
会　　長　　大久保　健二
事務局所在地　　高松市番町四丁目1番10号
電 話 番 号　　(087)832-3231

代理授与通知書

令和５年　　月　　日

私たち、歩行者ファーストかがわ2023の参加者は、運転記録証明書の交付申請をかがわ交通安全活動推進実行委員会会長に、証明書の受領を下記チーム代表者にそれぞれ委任しましたので通知します。

また、自動車安全運転センターが、実行委員会及び下記チーム代表者に対し、期間中のチームの無事故･無違反の達成チームの結果が通知されることを同意した上で参加します。

参加申込者名簿のとおり、歩行者ファーストかがわ2023に参加を申し込みます。

1.チーム名及び代表者

チーム名称			チームの名称は15字以内です。
代表者	所在地又は住所地	（〒　　－　　） 勤務先（　　）	※勤務先の所在地を記入された場合は、必ず勤務先の名称も記入してください。
代表者	氏　　名		※代表者の氏名の記入のない場合、参加申込者名簿の1番の参加申込者を代表者とみなします。
代表者	電話番号	（　　）　　－　　勤務先 ・ 自宅	※昼間連絡のとれる番号を記入してください。

※参加者の運転記録証明書（個別封書）は代表者あてにまとめて送付しますので、所在地又は住所地欄は正確に記入してください。

2. 参加申込者名簿《必ず3人全員分の記入･押印をお願いします》

整理番号	

	運転免許証の番号 有効期限	フリガナ 氏　名	生年月日	印
1	（西暦）　年　月　日		T・S・H　年　月　日 男 ・ 女	
2	（西暦）　年　月　日		T・S・H　年　月　日 男 ・ 女	
3	（西暦）　年　月　日		T・S・H　年　月　日 男 ・ 女	

※免許証の有効期限を確認しましょう。

横断歩道で歩行者等の発見 一時停止

横断歩道等における歩行者等優先ルール

車両等は、横断歩道等を横断しようとする歩行者または自転車があるときは、当該横断歩道の前で一時停止し、かつ、その歩行者等の通行を妨げないようにしなければならない。※横断歩道等…横断歩道または自転車横断帯をいう。

参加チーム募集 3人1組

募集期間 7月1日(土)～ 8月31日(木)
実施期間 9月1日(金)～12月31日(日)

参加資格　日本の運転免許証（原付のみも可）を持ち、県内に在住または通勤･通学している方。

実施内容　(1)3人1組のチームを編成し、チーム全員が率先して「横断歩道等における歩行者等優先ルール」を遵守し、無事故･無違反を目指してください。
(2)実施期間終了後、チームの代表者または事業所･団体の代表者あてに参加者の運転記録証明書を送付します。(無事故･無違反の達成チームには達成通知書も併せて送付)
(3)無事故･無違反を達成したチームの中から、抽選で賞品を贈呈します。(賞品の抽選は令和6年3月の予定です。)

参 加 費　1チーム3,000円
(1人当たり1,000円 ※運転記録証明書交付手数料670円を含みます。)

啓発グッズ　参加者全員に啓発用マイクロファイバークロス（液晶画面等の拭き取り用）を配布します。

無事故･無違反で豪華賞品をゲット

賞品	
1等	30万円分の旅行券
2等	15万円分のAmazonギフト券
3等	県産品カタログギフト
4等	商品券
奨励賞	協賛企業・団体からの協賛品

※[Amazonは Amazon.com, Inc. またはその関連会社の商標です。]

かがわ交通安全活動推進実行委員会

(一財)香川県交通安全協会、香川県安全運転管理連絡協議会、自動車安全運転センター香川県事務所、(一社)香川県トラック協会、(一社)香川県バス協会、香川県タクシー協同組合、香川県交通安全母の会連合会、(公財)香川県老人クラブ連合会、(一社)日本自動車販売協会連合会香川県支部、(一社)香川県自動車整備振興会、香川県中古自動車販売協会、香川県、香川県教育委員会、香川県警察（順不同）

協賛　あいおいニッセイ同和損害保険㈱、アオイ電子㈱、朝日スチール工業㈱、大川自動車㈱、㈱香川銀行、(一社)香川県建設業協会、香川県信用組合、香川県農業協同組合、香川舗道㈱、香川ヤクルト販売㈱、こくみん共済coop香川推進本部、琴参バス㈱、㈱坂出自動車学校、堺屋醤油㈱、JAF香川支部、生活協同組合コープかがわ、セトラスホールディングス㈱、高松信用金庫、㈱タダノ、㈱T･D･S高松自動車学校、(一財)阪大微生物病研究会、㈱百十四銀行、マックスバリュ西日本㈱、丸善工業㈱、三井住友海上火災保険㈱　（五十音順）

問合せ先　かがわ交通安全活動推進実行委員会事務局（香川県危機管理総局くらし安全安心課内）
〒760-8570　香川県高松市番町4-1-10　TEL:087-832-3231
詳しくはHP　香川県　歩行者ファーストかがわ

歩行者ファーストかがわ 2023 ～目指せ!無事故・無違反～

1. 参加申込書

＜参加申込書（運転記録証明書交付申請書）＞ 右面の記入例を参考にしてください。

⑴参加申込書（運転記録証明書交付申請書）を切り取り、必要事項を記入し、印鑑を押印してください。

※「参加申込書（1チーム用）」、「参加申込書（複数チーム用）」は、県HPからダウンロードできます。

⑵同一人物が重複して参加申込はできません。

2. 参加費

⑴郵便局から参加費を振り込む場合 右面の記入例を参考にしてください。

郵便局備え付けの**「払込取扱票・振替払込請求書兼受領証（青色）」**に必要事項を記載の上、郵便局窓口またはATMから、**チームの参加費および払込手数料ならびに加算金額（現金利用時）の合計額**を払い込んでください。

例1:参加費3,000円（1チーム分）+払込手数料（窓口203円、ATM 152円）+「加算金額（110円）現金利用時」

例2:参加費60,000円（20チーム分）+払込手数料（窓口417円、ATM 366円）+加算金額（110円）現金利用時」

※払込手数料は、5万円未満の場合は例1、5万円以上の場合は例2の手数料が必要です。

※ゆうちょ銀行の一部サービスの料金が新設・改定されていますので、払い込みの際、注意してください。

【払込取扱票・振替払込請求書兼受領証（青色）】の記入事項

加入者名	かがわ交通安全活動推進実行委員会と記入してください。（振替払込請求書兼受領証にも記入が必要です。）
口座番号	01600-6-69044と記入してください。（振替払込請求書兼受領証にも記入が必要です。）
金額欄	例1:1チームの場合は、¥3,000を記入してください。（振替払込請求書兼受領証にも記入が必要です。） 例2:20チームの場合は、¥60,000と記入してください。（振替払込請求書兼受領証にも記入が必要です。）
通信欄	例1:「参加チーム名」、「チームの代表者名」を記入してください。 例2:「事業所・団体の名称」、「参加チーム数」および「代表者名」を記入してください。
依頼人欄	郵便番号、住所および氏名を記入してください。（振替払込請求書兼受領証には氏名を記入してください。）

⑵受付窓口に直接参加費を持参する場合（土日、祝日を除く。）

●実行委員会事務局（香川県危機管理総局くらし安全安心課内）受付時間 8:30～17:15（高松市番町4-1-10 TEL087-832-3231）

●一般財団法人香川県交通安全協会　受付時間 9:00～16:00（高松市郷東町142番地1 TEL:087-832-9355）

3. 申込方法

⑴郵送の場合

①「参加申込書」および「振替払込請求書兼受領証」（コピー可）を実行委員会事務局（あて先は下段の切取線内）に送付してください。**（FAX、メールの申込は不可）**

※払込手数料をATMから振り込んだ場合は、利用明細票（コピー可）を送付してください。

②後日、受付票および啓発グッズをチームの代表者または事業所・団体の代表者あてに送付します。

※「参加申込書」に添付した「振替払込請求書兼受領証」は返還できません。

⑵持参の場合

①「参加申込書」および「参加費（現金）」を上記2.⑵のいずれかの受付窓口に持参してください。

②現金領収証を発行し、参加者数分の啓発グッズを配布します。

③後日、受付票をチームの代表者または事業所・団体の代表者あてに送付します。

注意事項

⑴参加資格

日本の運転免許証（原付のみも可）を持ち、県内に在住または通勤・通学している方でも、次のいずれかに該当する方は除きます。

①長期入院、海外渡航等により実施期間中に実質運転する機会がない方

②国際運転免許または仮免許証しか保有していない方

③実施期間中に、期間前の交通事故や違反等の事由により運転免許の停止や取消処分を受けることが明らかな方

④高校生は、運転免許取得について学校の許可を受けていない方

⑵失格事由

チームのメンバーのうち1人でも、次のいずれかに該当する場合は、そのチームを失格とします。

①実施期間中に運転免許の停止または取消処分を受けた場合

②実施期間中に運転免許が失効し、又は運転免許を返納した場合（※参加申込みの際、運転免許がすでに失効している場合も含みます。）

③その他の理由により、運転記録証明書の発行ができない場合

〒760-8570　高松市番町4-1-10
かがわ交通安全活動推進実行委員会事務局 行
（香川県危機管理総局くらし安全安心課内）

←郵送で申込みの際に切取線（点線）で切り取ってお使いください。

参加申込書（運転記録証明書交付申請書）の記入例

代理授与通知書

令和5年　7月　5日

私たち、歩行者ファーストかがわ2023の参加者は、運転記録証明書の交付申請をかがわ交通安全活動推進実行委員会会長に、証明書の受領を下記チーム代表者にそれぞれ委任しましたので通知します。

また、自動車安全運転センターが、実行委員会及び下記チーム代表者に対し、期間中のチームの無事故・無違反の達成チームの結果が通知されることを同意した上で参加します。

参加申込者名簿のとおり、歩行者ファーストかがわ2023に参加を申し込みます。

1.チーム名及び代表者

チーム名称	歩行者ファーストかがわ	チームの名称は15字以内です。
代表者 所在地又は住所地	（〒760－8570） 香川県高松市番町4-1-10 勤務先（ 香川県危機管理総局くらし安全安心課 ）	※勤務先の所在地を記入された場合は、必ず勤務先の名称も記入してください。
代表者 氏名	香川 太郎	※代表者の氏名の記入のない場合、参加申込者名簿の1番の参加申込者を代表者とみなします。
代表者 電話番号	（087）832－3231　（勤務先）・自宅	※昼間連絡のとれる番号を記入してください。

※参加者の運転記録証明書（個別封書）は代表者あてにまとめて送付しますので、所在地又は住所地欄は正確に記入してください。

2. 参加申込者名簿《必ず3人全員分の記入・押印をお願いします》

整理番号

	運転免許証の番号 / 有効期限	フリガナ / 氏名	生年月日	印
1	810000000000 / （西暦）2027年 2月 20日	カガワ タロウ / 香川 太郎	T・(S)・H 40年 1月20日 (男)・女	香川
2	811111111111 / （西暦）2026年 10月 25日	カガワ ハナコ / 香川 花子	T・(S)・H 42年 9月25日 男・(女)	香川
3	812222222222 / （西暦）2025年 12月 12日	カガワ ジロウ / 香川 次郎	T・S・(H) 2年 11月12日 (男)・女	香川

※免許証の有効期限を確認しましょう。

申請日を記入してください。

郵便物を送付しますので、勤務先の所在地を記入された場合は、必ず勤務先の名称を記入してください。

必ず全員が押印をしてください。

運転免許証の有効期限に注意しましょう。
申込み、実施期間内に更新の方は、現在の有効期間を記入し、忘れずに更新してください。

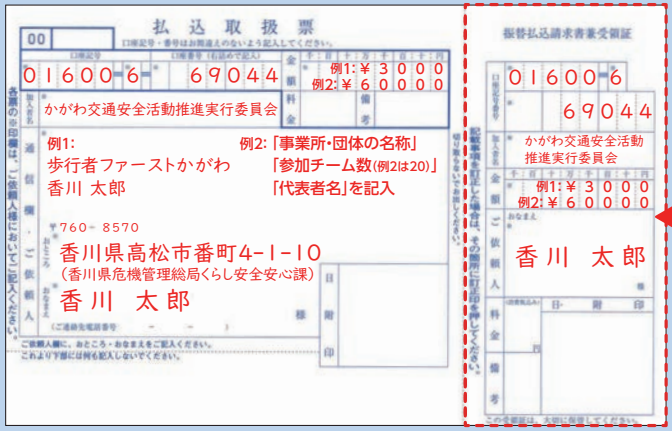

この部分を送付してください。（コピー可）

※ATMで振り込んだ場合は利用明細票を送付してください。（コピー可）

歩行者ファーストかがわ２０２３ ～目指せ！無事故・無違反～

参加申込書

（運転記録証明書交付申請書）

自動車安全運転センター　香川県事務所長　殿

参加申込者名簿のとおり証明書の交付申請をします。

（申請者）かがわ交通安全活動推進実行委員会
会　長　　大久保　健二
事務局所在地　高松市番町四丁目１番 10 号
電話番号　（０８７）８３２－３２３１

代　理　授　与　通　知　書

令和５年７月５日

私たち、歩行者ファーストかがわ２０２３の参加者は、運転記録証明書の交付申請をかがわ交通安全活動推進実行委員会会長に、証明書の受領を下記チーム代表者にそれぞれ委任しましたので通知します。

また、自動車安全運転センターが、実行委員会及び下記チーム代表者に対し、期間中のチームの無事故・無違反の達成チームの結果が通知されることを同意した上で参加します。

参加申込者名簿のとおり、歩行者ファーストかがわ２０２３に参加を申し込みます。

１　チーム名及び代表者

チーム名称		歩行者ファーストかがわ　チームの名称は 15 字以内です。
代表者	所在地又は住所地	（〒760－8570）　※勤務先の所在地を記入された場合は、必ず勤務先の名称を記入してください。 香川県高松市番町 4-1-10 勤務先（香川県危機管理総局くらし安全安心課）
	氏　名	香川　太郎 ※代表者の氏名の記載のない場合、参加申込者名簿の１番の参加申込者を代表者と見なします。
	電話番号	（087）832－3231　　勤務先・自宅　※昼間連絡のとれる番号を記入してください。

※参加者の運転記録証明書（個別封書）は代表者宛にまとめて送付しますので、所在地又は住所地欄は正確に記入してください。

２　参加申込者名簿≪必ず３人全員分の記入・押印をお願いします≫

整理番号	運転免許証の番号	フリガナ / 氏　名	生年月日	印
	有　効　期　限			
1	81000000000000	カガワ　タロウ 香川　太郎	T・(S)・H 40 年 1 月 20 日 (男)・女	(印)
	２０２７年（西暦）２月２０日			
2	81111111111111	カガワ　ハナコ 香川　花子	T・(S)・H 42 年 9 月 25 日 男・(女)	(印)
	２０２６年（西暦）１０月２５日			
3	81222222222222	カガワ　ジロウ 香川　次郎	T・S・(H) 2 年 11 月 12 日 (男)・女	(印)
	２０２５年（西暦）１２月１２日			

※　免許証の有効期限を確認しましょう。

歩行者ファーストかがわ２０２３ ～目指せ！無事故・無違反～

参加申込書

（運転記録証明書交付申請書）

自動車安全運転センター　香川県事務所長　殿

参加申込者名簿のとおり証明書の交付申請をします。

（申請者）かがわ交通安全活動推進実行委員会
会　長　　大久保　健二
事務局所在地　高松市番町四丁目１番 10 号
電話番号　（０８７）８３２－３２３１

代　理　授　与　通　知　書

令和５年　月　日

私たち、歩行者ファーストかがわ２０２３の参加者は、運転記録証明書の交付申請をかがわ交通安全活動推進実行委員会会長に、証明書の受領を下記チーム代表者にそれぞれ委任しましたので通知します。

また、自動車安全運転センターが、実行委員会及び下記チーム代表者に対し、期間中のチームの無事故・無違反の達成チームの結果が通知されることを同意した上で参加します。

参加申込者名簿のとおり、歩行者ファーストかがわ２０２３に参加を申し込みます。

１　チーム名及び代表者

チーム名称		チームの名称は 15 字以内です。
代表者	所在地又は住所地	（〒　－　）　※勤務先の所在地を記入された場合は、必ず勤務先の名称も記入してください。 勤務先（　）
	氏名	※代表者の氏名の記載のない場合、参加申込者名簿の１番の参加申込者を代表者と見なします。
	電話番号	（　）　－　　勤務先・自宅　※昼間連絡のとれる番号を記入してください。

※参加者の運転記録証明書（個別封書）は代表者宛にまとめて送付しますので、所在地又は住所地欄は正確に記入してください。

２　参加申込者名簿≪必ず３人全員分の記入・押印をお願いします≫

整理番号	運転免許証の番号	フリガナ	生年月日	印
	有　効　期　限	氏　名		
1	年（西暦）　月　日		T・S・H 年　月　日 男　・　女	
2	年（西暦）　月　日		T・S・H 年　月　日 男　・　女	
3	年（西暦）　月　日		T・S・H 年　月　日 男　・　女	

※　免許証の有効期限を確認しましょう。

歩行者ファーストかがわ２０２３ ～目指せ！無事故・無違反～

参加申込書
（運転記録証明書交付

参加申込書（複数チーム用）記載例

自動車安全運転センター　香川県事務所長　殿

参加申込者名簿のとおり証明書の交付申請をします。

（申請者）かがわ交通安全活動推進実行委員会
会　長　　大久保　健二
事務局所在地　高松市番町四丁目１番 10 号
電話番号　（０８７）８３２－３２３１

代　理　授　与　通　知　書

令和５年７月５日

私たち、歩行者ファーストかがわ２０２３の参加者は、運転記録証明書の交付申請をかがわ交通安全活動推進実行委員会会長に、証明書の受領を下記の代表者にそれぞれ委任しましたので通知します。

また、自動車安全運転センターが、実行委員会及び下記代表者に対し、期間中のチームの無事故無違反の達成チームの結果が通知されることを同意した上で参加します。

参加申込者名簿のとおり、歩行者ファーストかがわ２０２３に参加を申し込みます。

１　チーム名及び代表者

チーム名称		例１：歩行者ファースト株式会社 例２：歩行者ファースト（略称可）、歩行者優先（任意のチーム名も可）
代表者	所在地	（〒760－8570） 香川県高松市番町 4-1-10
	事業所・団体名 役職・氏名	歩行者ファーストかがわ株式会社 代表取締役　香川　太郎
	電話番号	（087）832－3231　※昼間連絡のとれる番号を記入してください。

・参加者の運転記録証明書（個別封書）は代表者あてにまとめて送付します。

・事業所・団体の代表者や安全運転管理者等の統括責任者名を記入してください。

・チームの名称は事業所・団体の名称（任意の名称や略称可）とし、チームを区別するために、No.１、No.２と付番します。

例１：〇〇〇㈱No.１、〇〇〇㈱No.２……　例２：歩行者優先No.１、歩行者優先No.２

・参加申込者名簿が不足する場合は、No.未記入の参加申込者名簿を使用してください。

No.１	参加申込者名簿≪必ず３人全員分の記入・押印をお願いします≫			
整理番号	運転免許証の番号	フリガナ	生年月日	印
	有　効　期　限	氏　名		
1	8 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 ２０２７年（西暦）　２　月　20　日	カガワ　タロウ 香川　太郎	T・(S)・H 40 年１月 20 日 (男)・女	(印)
2	8 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 ２０２６年（西暦）　10　月　25　日	カガワ　ハナコ 香川　花子	T・(S)・H 42 年９月 25 日 男・(女)	(印)
3	8 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 ２０２５年（西暦）　12　月　12　日	カガワ　ジロウ 香川　次郎	T・S・(H) ２年 11 月 12 日 (男)・女	(印)

※　免許証の有効期限を確認しましょう。

歩行者ファーストかがわ２０２３ ～目指せ！無事故・無違反～

参加申込書

（運転記録証明書交付申請書）

自動車安全運転センター　香川県事務所長　殿

参加申込者名簿のとおり証明書の交付申請をします。

（申請者）かがわ交通安全活動推進実行委員会
会　長　　大久保　健二
事務局所在地　高松市番町四丁目１番 10 号
電話番号　（０８７）８３２－３２３１

代　理　授　与　通　知　書

令和５年　月　日

私たち、歩行者ファーストかがわ２０２３の参加者は、運転記録証明書の交付申請をかがわ交通安全活動推進実行委員会会長に、証明書の受領を下記の代表者にそれぞれ委任しましたので通知します。

また、自動車安全運転センターが、実行委員会及び下記代表者に対し、期間中のチームの無事故・無違反の達成チームの結果が通知されることを同意した上で参加します。

参加申込者名簿のとおり、歩行者ファーストかがわ２０２３に参加を申し込みます。

１　チーム名及び代表者

チーム名称		
代表者	所在地	（〒　－　）
	事業所・団体名 役職・氏名	
	電話番号	（　）　－　　※昼間連絡のとれる番号を記入してください。

・参加者の運転記録証明書（個別封書）は代表者あてにまとめて送付します。

・事業所・団体の代表者や安全運転管理者等の統括責任者名を記入してください。

・チームの名称は事業所・団体の名称（任意の名称や略称可）とし、チームを区別するために、№１、№２と付番します。

例１：○○○㈱№１、○○○㈱№２……　例２：歩行者優先№１、歩行者優先№２

・参加申込者名簿が不足する場合は、№未記入の参加申込者名簿を使用してください。

№１	参加申込者名簿≪必ず３人全員分の記入・押印をお願いします≫				
整理番号	運転免許証の番号	フリガナ	生年月日	印
	有　効　期　限	氏　名		
1	年（西暦）　月　日		T・S・H 年　月　日 男　・　女	
2	年（西暦）　月　日		T・S・H 年　月　日 男　・　女	
3	年（西暦）　月　日		T・S・H 年　月　日 男　・　女	

※　免許証の有効期限を確認しましょう。

No.２	参加申込者名簿≪必ず３人全員分の記入・押印をお願いします≫				
整理番号	運転免許証の番号	フリガナ	生年月日	印
	有　効　期　限	氏　名		
1	年（西暦）　月　日		T・S・H 年　月　日 男　・　女	
2	年（西暦）　月　日		T・S・H 年　月　日 男　・　女	
3	年（西暦）　月　日		T・S・H 年　月　日 男　・　女	

※　免許証の有効期限を確認しましょう。

No.３	参加申込者名簿≪必ず３人全員分の記入・押印をお願いします≫				
整理番号	運転免許証の番号	フリガナ	生年月日	印
	有　効　期　限	氏　名		
1	年（西暦）　月　日		T・S・H 年　月　日 男　・　女	
2	年（西暦）　月　日		T・S・H 年　月　日 男　・　女	
3	年（西暦）　月　日		T・S・H 年　月　日 男　・　女	

※　免許証の有効期限を確認しましょう。

No.４	参加申込者名簿≪必ず３人全員分の記入・押印をお願いします≫				
整理番号	運転免許証の番号	フリガナ	生年月日	印
	有　効　期　限	氏　名		
1	年（西暦）　月　日		T・S・H 年　月　日 男　・　女	
2	年（西暦）　月　日		T・S・H 年　月　日 男　・　女	
3	年（西暦）　月　日		T・S・H 年　月　日 男　・　女	

※　免許証の有効期限を確認しましょう。

No.５	参加申込者名簿≪必ず３人全員分の記入・押印をお願いします≫				
整理番号	運転免許証の番号	フリガナ	生年月日	印
	有　効　期　限	氏　名		
1	年（西暦）　月　日		T・S・H 年　月　日 男　・　女	
2	年（西暦）　月　日		T・S・H 年　月　日 男　・　女	
3	年（西暦）　月　日		T・S・H 年　月　日 男　・　女	

※　免許証の有効期限を確認しましょう。

No.６	参加申込者名簿≪必ず３人全員分の記入・押印をお願いします≫				
整理番号	運転免許証の番号	フリガナ	生年月日	印
	有　効　期　限	氏　名		
1	年（西暦）　月　日		T・S・H 年　月　日 男　・　女	
2	年（西暦）　月　日		T・S・H 年　月　日 男　・　女	
3	年（西暦）　月　日		T・S・H 年　月　日 男　・　女	

※　免許証の有効期限を確認しましょう。

No.７	参加申込者名簿≪必ず３人全員分の記入・押印をお願いします≫				
整理番号	運転免許証の番号	フリガナ	生年月日	印
	有　効　期　限	氏　名		
1	年（西暦）　月　日		T・S・H 年　月　日 男　・　女	
2	年（西暦）　月　日		T・S・H 年　月　日 男　・　女	
3	年（西暦）　月　日		T・S・H 年　月　日 男　・　女	

※　免許証の有効期限を確認しましょう。

No.８	参加申込者名簿≪必ず３人全員分の記入・押印をお願いします≫				
整理番号	運転免許証の番号	フリガナ	生年月日	印
	有　効　期　限	氏　名		
1	年（西暦）　月　日		T・S・H 年　月　日 男　・　女	
2	年（西暦）　月　日		T・S・H 年　月　日 男　・　女	
3	年（西暦）　月　日		T・S・H 年　月　日 男　・　女	

※　免許証の有効期限を確認しましょう。

No.９	参加申込者名簿≪必ず３人全員分の記入・押印をお願いします≫				
整理番号	運転免許証の番号	フリガナ	生年月日	印
	有　効　期　限	氏　名		
1	年（西暦）　月　日		T・S・H 年　月　日 男　・　女	
2	年（西暦）　月　日		T・S・H 年　月　日 男　・　女	
3	年（西暦）　月　日		T・S・H 年　月　日 男　・　女	

※　免許証の有効期限を確認しましょう。

No.10	参加申込者名簿≪必ず３人全員分の記入・押印をお願いします≫				
整理番号	運転免許証の番号	フリガナ	生年月日	印
	有　効　期　限	氏　名		
1	年（西暦）　月　日		T・S・H 年　月　日 男　・　女	
2	年（西暦）　月　日		T・S・H 年　月　日 男　・　女	
3	年（西暦）　月　日		T・S・H 年　月　日 男　・　女	

※　免許証の有効期限を確認しましょう。

No.11	参加申込者名簿≪必ず３人全員分の記入・押印をお願いします≫			
整理番号	運転免許証の番号	フリガナ	生年月日	印
	有　効　期　限	氏　名		
1	年（西暦）　月　日		T・S・H 年　月　日 男　・　女	
2	年（西暦）　月　日		T・S・H 年　月　日 男　・　女	
3	年（西暦）　月　日		T・S・H 年　月　日 男　・　女	

※ 免許証の有効期限を確認しましょう。

No.12	参加申込者名簿≪必ず３人全員分の記入・押印をお願いします≫			
整理番号	運転免許証の番号	フリガナ	生年月日	印
	有　効　期　限	氏　名		
1	年（西暦）　月　日		T・S・H 年　月　日 男　・　女	
2	年（西暦）　月　日		T・S・H 年　月　日 男　・　女	
3	年（西暦）　月　日		T・S・H 年　月　日 男　・　女	

※ 免許証の有効期限を確認しましょう。

No.13	参加申込者名簿≪必ず３人全員分の記入・押印をお願いします≫			
整理番号	運転免許証の番号	フリガナ	生年月日	印
	有　効　期　限	氏　名		
1	年（西暦）　月　日		T・S・H 年　月　日 男　・　女	
2	年（西暦）　月　日		T・S・H 年　月　日 男　・　女	
3	年（西暦）　月　日		T・S・H 年　月　日 男　・　女	

※ 免許証の有効期限を確認しましょう。

No.14	参加申込者名簿≪必ず３人全員分の記入・押印をお願いします≫				
整理番号	運転免許証の番号	フリガナ	生年月日	印
	有　効　期　限	氏　名		
1	年（西暦）　月　日		T・S・H 年　月　日 男　・　女	
2	年（西暦）　月　日		T・S・H 年　月　日 男　・　女	
3	年（西暦）　月　日		T・S・H 年　月　日 男　・　女	

※　免許証の有効期限を確認しましょう。

No.15	参加申込者名簿≪必ず３人全員分の記入・押印をお願いします≫				
整理番号	運転免許証の番号	フリガナ	生年月日	印
	有　効　期　限	氏　名		
1	年（西暦）　月　日		T・S・H 年　月　日 男　・　女	
2	年（西暦）　月　日		T・S・H 年　月　日 男　・　女	
3	年（西暦）　月　日		T・S・H 年　月　日 男　・　女	

※　免許証の有効期限を確認しましょう。

No.16	参加申込者名簿≪必ず３人全員分の記入・押印をお願いします≫				
整理番号	運転免許証の番号	フリガナ	生年月日	印
	有　効　期　限	氏　名		
1	年（西暦）　月　日		T・S・H 年　月　日 男　・　女	
2	年（西暦）　月　日		T・S・H 年　月　日 男　・　女	
3	年（西暦）　月　日		T・S・H 年　月　日 男　・　女	

※　免許証の有効期限を確認しましょう。

No.	参加申込者名簿≪必ず３人全員分の記入・押印をお願いします≫			
整理番号	運転免許証の番号	フリガナ	生年月日	印
	有　効　期　限	氏　名		
1	年（西暦）　月　日		T・S・H 年　月　日 男　・　女	
2	年（西暦）　月　日		T・S・H 年　月　日 男　・　女	
3	年（西暦）　月　日		T・S・H 年　月　日 男　・　女	

※　免許証の有効期限を確認しましょう。

No.	参加申込者名簿≪必ず３人全員分の記入・押印をお願いします≫			
整理番号	運転免許証の番号	フリガナ	生年月日	印
	有　効　期　限	氏　名		
1	年（西暦）　月　日		T・S・H 年　月　日 男　・　女	
2	年（西暦）　月　日		T・S・H 年　月　日 男　・　女	
3	年（西暦）　月　日		T・S・H 年　月　日 男　・　女	

※　免許証の有効期限を確認しましょう。

No.	参加申込者名簿≪必ず３人全員分の記入・押印をお願いします≫			
整理番号	運転免許証の番号	フリガナ	生年月日	印
	有　効　期　限	氏　名		
1	年（西暦）　月　日		T・S・H 年　月　日 男　・　女	
2	年（西暦）　月　日		T・S・H 年　月　日 男　・　女	
3	年（西暦）　月　日		T・S・H 年　月　日 男　・　女	

※　免許証の有効期限を確認しましょう。

「歩行者ファーストかがわ」推進運動の概要

第１　趣旨

交通ルールでは、「車両等は、横断歩道等を横断しようとする歩行者又は自転車があるときは、当該横断歩道の前で一時停止し、かつ、その歩行者等の通行を妨げないようにしなければならない。」として、「横断歩道等における歩行者等優先」を定めています。

本県の信号機のない横断歩道における車両の一時停止率は、26.0%（全国ワースト７位 2022JAF 調査結果）で、前年の 25.2%（全国ワースト 16 位）から 0.8 ポイント改善されましたが、2022 年の全国平均 39.8%に対して 13.8 ポイント下回る結果となったことを踏まえ、引き続き「横断歩道等における歩行者等の優先」ルールの遵守について、県民総ぐるみで取り組みを行います。

第２　名称

歩行者ファーストかがわ２０２３ ～目指せ！無事故・無違反～

第３　主催及び協賛

１　主催

かがわ交通安全活動推進実行委員会の構成団体

(一財)香川県交通安全協会、香川県安全運転管理連絡協議会、自動車安全運転センター香川県事務所、 (一社)香川県トラック協会、(一社)香川県バス協会、香川県タクシー協同組合、香川県交通安全母の会連合会、(公財)香川県老人クラブ連合会、(一社)日本自動車販売協会連合会香川県支部、(一社)香川県自動車整備振興会、香川県中古自動車販売協会、香川県、香川県教育委員会、香川県警察

２　協賛

あいおいニッセイ同和損害保険㈱、アオイ電子㈱、朝日スチール工業㈱、大川自動車㈱、㈱香川銀行、（一社）香川県建設業協会、香川県信用組合、香川県農業協同組合、香川舗道㈱、香川ヤクルト販売㈱、カトーレック㈱、こくみん共済 coop 香川推進本部、琴参バス㈱、㈱坂出自動車学校、堺屋醤油㈱、四国明治㈱、ＪＡＦ香川支部、生活協同組合コープかがわ、セトラスホールディングス㈱、高松信用金庫、㈱タダノ、㈱Ｔ・Ｄ・Ｓ高松自動車学校、テーブルマーク㈱、（一財）阪大微生物病研究会、㈱百十四銀行、マックスバリュ西日本㈱、丸善工業㈱、三井住友海上火災保険㈱

（五十音順）

第４　実施期間

令和５年９月１日（金）から12月31日（日）までの122日間

第５　事業の概要

⑴　同推進運動の参加者は、交通安全意識を高める観点から、３人１組のチームを編成し、実施期間中、チーム全員が率先して「横断歩道等における歩行者等優先」ルールを遵守し、無事故・無違反を目指してください。

⑵　実施期間終了後、自動車安全運転センター香川県事務所から、チームの代表者又は事業所・団体の代表者宛に参加者全員の運転記録証明書を送付します。

無事故・無違反の達成チームには、達成通知書も併せて送付します。（期間満了日以前１年間無事故・無違反であった参加者には、その期間に応じて各種割引等の特典が付与された「ＳＤカード」も送付）

⑶　無事故・無違反を達成したチームの中から抽選により、賞品を贈呈します。

第６　参加者及び募集期間等

１　参加者の資格要件

⑴　自動車運転免許を取得している方（原付免許のみを取得している者を含みます。）

⑵　県内に居住し、又は県内に所在する事業所や学校に勤務又は通学をしている方

⑶　⑴及び⑵に該当する者であっても、次のいずれかに該当する方は除きます。

①　長期入院、海外渡航等により実施期間中に実質運転する機会がない方

②　国際運転免許又は仮免許証しか保有していない方

③　実施期間中に、期間前の交通事故や違反等の事由により運転免許の停止や取消処分を受けることが明らかな方

④　高校生は、運転免許取得について学校の許可を受けていない方

２　応募対象（チーム編成）

１チーム３人で編成して応募してください。

３　募集期間等

⑴　募集期間

令和５年７月１日（土）から８月31日（木）までの間

⑵　受付窓口

①　郵送の場合

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目１番 10 号　TEL:087-832-3231

香川県交通安全活動推進実行委員会事務局（香川県危機管理総局くらし安全安心課内）

②　持参の場合

・　香川県交通安全活動推進実行委員会（以下「実行委員会」という。）事務局

・　一般財団法人香川県交通安全協会

香川県高松市郷東町 142 番地１　TEL:087-832-9355

４　参加費

１チーム3,000円（１人当たり1,000円×３人分）

５　申込要領

⑴　募集リーフレットの「参加申込書（運転記録証明書交付申請書)」に必要事項を記載し、印鑑を押印してください。

①　「参加申込書」（１チーム用）は、県ホームページからもダウンロードできます。

②　事業所・団体単位で一括して申込みされる場合は、「参加申込書」（複数チーム用）を、県ホームページからダウンロードしてください。

③　同一人物が重複して参加申込はできません。

⑵　「参加申込書」を郵送又は持参する。

①　郵送の場合

・　募集リーフレットの記入例を参考に、最寄りの郵便局に備え付けられている「払込取扱票・振替払込請求書兼受領証」に必要事項を記載の上、チームの参加費及び払込手数料並びに加算金額（現金利用時）の合計額を払い込んでください。

※　実行委員会事務局に提出された「振替払込請求書兼受領書」は原則として返還できません。

・　上記の「参加申込書」に、郵便振替払込書の「払込取扱票・振替払込請求書兼受領証」（コピー可）を添付してください。

・　実行委員会事務局宛に郵送してください。
・　参加申込書受理後、チーム代表者又は事業所・団体の代表者に、受付票及びマイクロファイバークロスを送付します。

②　持参の場合
・　「参加申込書」及び参加費を受付窓口に持参し、参加費と引き換えに、現金領収書を発行し、マイクロファイバークロスを配布します。
・　受理票は後日送付します。

第７　無事故・無違反の確認等

1　達成の定義

チーム全員が、運転記録証明書により、実施期間中に交通事故、交通違反又は行政処分の記録がないことです。

2　無事故・無違反の確認等

⑴　実施期間終了後、参加申込時の委任事項に基づき、実行委員会が一括して自動車安全運転センター香川県事務所に無事故・無違反の証明申請（運転記録証明書交付申請）を行います。

⑵　自動車安全運転センター香川県事務所は、申込時の委任事項に基づき、実行委員会に対し無事故・無違反達成状況の確認に必要な資料を提供します。

⑶　実行委員会は、自動車安全運転センター香川県事務所から提供された上記資料を、無事故・無違反の確認及び交通事故防止のための統計資料のみに活用します。

⑷　自動車安全運転センター香川県事務所から、チームの代表者又は事業所・団体の代表者宛に参加者全員の運転記録証明書を送付するとともに、無事故・無違反の達成チームには達成通知書も併せて送付します。

第８　賞品の贈呈等

1　賞品の贈呈

⑴　抽選

①　無事故・無違反達成チームを対象に、抽選を実施し賞品を贈呈します。
②　抽選は実行委員会において行い、抽選結果の発表は、当選チーム名を県ホームページに掲載します。

⑵　賞品の内容

１等賞	旅行券
２等賞	Amazonギフト券
３等賞	県産品カタログギフト
４等賞	商品券

※　その他、協賛の企業・団体からの奨励賞を贈呈します。

第９　個人情報保護

本事業において収集した個人情報については、本事業の目的にのみ使用します。

第 10　注意事項

1　失格事由

チームのメンバーのうち１人でも、次のいずれかに該当する場合は、そのチームは失格としま

す。

⑴　実施期間中に運転免許の停止又は取消処分を受けた場合

⑵　実施期間中に運転免許が失効し、又は運転免許を返納した場合
（※　参加申込みの際、運転免許がすでに失効している場合も含みます。）

⑶　その他の理由により、運転記録証明書の発行ができない場合

２　参加辞退等

⑴　参加者が死亡、県外転出、長期入院等のやむを得ない事情のため、チーム全員での継続ができない場合は、参加辞退を実行委員会まで申し出ることができます。
ただし、実施期間満了後の辞退は認めません。

⑵　募集期間終了後の参加者の交代は認めません。

３　参加費の返還

参加費は原則として返還しません。ただし、やむを得ない事情により、本事業の参加を辞退する場合は、この限りではありません。

第 11　事務局

○　香川県高松市番町４丁目１番 10 号　香川県危機管理総局くらし安全安心課内
かがわ交通安全活動推進実行委員会事務局　担当
電話　０８７－８３２－３２３１

香 ト 協 第 ２９号
令和５年 ７月 １日

会 員 各 位

(一社)香川県トラック協会
会長　　楠 木 寿 嗣

「歩行者ファーストかがわ２０２３」への参加案内と
参加費助成について

かがわ交通安全活動推進実行委員会（会長　）では、昨年度に続き県民参加・実践型の交通安全運動として、県民総ぐるみで無事故無違反を目指す「歩行者ファーストかがわ２０２３」を、９月１日から１２月３１日までの間実施します。

つきましては、香川県トラック協会もこれに協賛し、悲惨な交通事故を減らすために会員の皆様の積極的な参加協力をお願いするとともに、下記のとおり参加費の一部を助成させていただきますので、ご案内申し上げます。

記

１　「歩行者ファーストかがわ 2023」の概要

○ 主催
　かがわ交通安全活動推進実行委員会

○ 内容
　３人１組のチームを編成し、実施期間中、チーム全員が率先して「横断歩道等における歩行者等の優先ルール」を遵守し、無事故無違反を目指すもの。

○ 募集期間
　７月１日（土）～８月３１日（木）

○ 実施期間
　９月１日（金）～１２月３１日（日）

○ 申込方法
　実行委員会に「参加申込書」と参加費を郵送(振込)又は持参する。

○ 参加費

１チーム 3,000 円（１人当たり 1,000 円）

※運転記録証明書交付手数料 670 円を含む。

○ 参加者の賞揚

実施期間終了後、自動車安全運転センター香川県事務所から、チームの代表者又は事業所・団体の代表者あてに参加者全員の運転記録証明書（個別封筒）を送付する。（無事故・無違反の達成チームには達成通知書も併せて送付）

無事故無違反を達成したチームの中から、抽選で賞品を贈呈する。

１等　　３０万円分の旅行券
２等　　１５万円分の Amazon ギフト券
３等　　県産品カタログギフト
４等　　商品券
奨励賞　協賛企業・団体からの協賛品

２　参加費助成

(1) 助成対象者

会員事業所の従業員で編成した全てのチーム

(2) 助成額（１チーム 2,000 円）

参加費 3,000 円のうち 2,000 円を助成

(3) 申請期間

令和４年７月１日（土）から９月８日（金）までの間

(4) 申請方法

かがわ交通安全活動推進実行委員会に直接申込（郵送もしくは持参）した後、以下の書類を香川県トラック協会宛に提出してください。

○ 「歩行者ファーストかがわ 2023」参加助成金交付申請書
○ 参加申込書(運転記録証明書交付申請書)（写）
○ 振替払込請求書兼受領証（写）もしくは現金領収書（写）

※ 参加申込書は、県 HP 又は香川県トラック協会 HP からダウンロード、もしくはチラシの参加申込書をコピーして使用してください。

※ 参加助成金交付申請書は、香川県トラック協会 HP からダウンロードして使用してください。

＜歩行者ファーストかがわ 2022 に関する問合せ先＞

かがわ交通安全活動推進実行委員会事務局
（香川県危機管理総局くらし安全安心課内）　電話　０８７－８３２－３２３１

香ト協 歩行者ファースト参加促進助成 様式1

香ト協記入欄	確 認 番 号				
	5 協 歩				
	＼				
	5 協 歩				

受付印

※協会使用欄

令和　　年　　月　　日

(一社)香川県トラック協会長　殿

所 在 地

会 社 名

代 表 者 名　　㊞

営業所の名称

「歩行者ファーストかがわ2023」参加助成金交付申請書

1. 助成請求金額(@2,000×チーム数)

助成請求金額 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 円

2. チーム数(　　チーム)　※ チーム名は参加申込書に記載したチーム名を記入すること。

	チ ー ム 名		チ ー ム 名
1		11	
2		12	
3		13	
4		14	
5		15	
6		16	
7		17	
8		18	
9		19	
10		20	

3. 振込先

振込先金融機関名	銀　行 信用金庫 信用組合　　支店		
預 金 種 別	普通 ・ 当座	口座番号 (右詰め)	
フリガナ			
氏　名 (預金口座名義)			

4. 担当者連絡先(申請会員事業者)

フリガナ		TEL	
氏 名		FAX	

【添付書類】

(1) 参加申込書(運転記録証明書交付申請書)(写)

(2) 振替払込請求書兼受領証(写)もしくは現金領収書(写)

提出期限:令和5年9月8日(金)香ト協必着

令和５年６月１日

会　員　各　位

一般社団法人香川県トラック協会
会　長　　楠　木　寿　嗣

全日本トラック協会優秀運転者顕章候補者の推薦について

拝啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に対し格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記顕章候補者の推薦基準に達した従業員がいらっしゃいましたら、必要事項をご記入の上、別紙表彰推薦書等を８月４日（金）までに、香ト協事務局までご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、受賞歴があるなど重複推薦とならないよう予めご留意くださいます。

敬具

記

１．顕章の贈呈基準および受章資格

現在運転者であって、運転者であった期間を通算して、次の各号に定める期間無事故・無違反であった者

（１）金十字章　満２０年（ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として１５年以上とする）

（２）銀十字章　満１０年（ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として７年以上とする）

２．「無事故・無違反についての基準」

①人身に係る事故を起こした者

②物損事故で損害額１万円を超える事故を起こした者

③事故または違反により罰金以上の刑に処せられた者

以外の者とし、自己の責に帰すべき理由によらない事故は無事故とする。

３．提出書類及び注意点

「優秀運転者顕章」候補者推薦書（別添１）

※過去に受章歴がある場合は、別添様式①の備考欄にご記入（○○年○章）下さい。

※自動車安全運転センターの無事故無違反証明書がある場合は証明書を添付下さい

以上

記入例

「優秀運転者顕章」候補者推薦書　　（　●●●トラック協会）

ふりがな 氏　名 生年月日	事業所名	章の種類	無事故・無違反期間　年数	運転免許証番号（１２桁）	備　考
ぜんにほん　たろう 全日本　太郎 昭・(平)　３４年 1月１日生	（株）全ト協運輸　新宿営業所	金	自　昭・(平)　６年　４月　１日 ２９年 至　令和５年　５月　末日	第 ■■■■■■■■■■■■■ 号	
ぜんにほん　じろう 全日本　次郎 昭・(平)　４４年７月１日生	（株）全ト協運輸　新宿営業所	銀	自　昭・(平)　１５年　９月　１日 １８年 至　令和５年　５月　末日	第 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 号	
昭・平　年　月　日生			自　昭・平　年　月　日 年 至　令和５年　５月　末日	第　　号	
昭・平　年　月　日生			自　昭・平　年　月　日	号	
昭・平　年　月　日生				号	
昭・平　年　月　日生			自　昭・平　年　月　日 年 至　令和５年　５月　末日	第　　号	
昭・平　年　月　日生			自　昭・平　年　月　日 年 至　令和５年　５月　末日	第　　号	
昭・平　年　月　日生			自　昭・平　年　月　日 年 至　令和５年　５月　末日	第　　号	

記 入 例

推薦者名簿の通し番号　１　ページ

○金章…平成１５年６月１日以前
○銀章…平成１５年６月２日から平成２５年６月１日まで

※当推薦書に記載された候補者の情報（個人情報）は優秀運転者顕章表彰以外には使用いたしません。

別添１

「優秀運転者顕章」候補者推薦書　　（　香川県トラック協会）

ふりがな 氏　名 生年月日	事業所名	章の種類	無事故・無違反期間　　年数	運転免許証番号（１２桁）	備　考
昭・平　年　月　日生			自　昭・平　年　月　日 年 至　令和５年　５月　末日	第　　号	
昭・平　年　月　日生			自　昭・平　年　月　日 年 至　令和５年　５月　末日	第　　号	
昭・平　年　月　日生			自　昭・平　年　月　日 年 至　令和５年　５月　末日	第　　号	
昭・平　年　月　日生			自　昭・平　年　月　日 年 至　令和５年　５月　末日	第　　号	
昭・平　年　月　日生			自　昭・平　年　月　日 年 至　令和５年　５月　末日	第　　号	
昭・平　年　月　日生			自　昭・平　年　月　日 年 至　令和５年　５月　末日	第　　号	
昭・平　年　月　日生			自　昭・平　年　月　日 年 至　令和５年　５月　末日	第　　号	
昭・平　年　月　日生			自　昭・平　年　月　日 年 至　令和５年　５月　末日	第　　号	

推薦者名簿の通し番号　　ページ

○金章…平成１５年６月１日以前
○銀章…平成１５年６月２日から平成２５年６月１日まで

※当推薦書に記載された候補者の情報（個人情報）は優秀運転者顕章表彰以外には使用いたしません。

香ト協第２１号
令和５年６月１日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

「自動車運送事業の運行管理者表彰制度」のご案内について

拝啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

国土交通省では、運行管理業務において優良であると認められる運行管理者を表彰することにより、安全意識の更なる高揚と運行管理業務の一層の徹底を図り、もって自動車運送事業の輸送の安全を確保することを目的とした標記表彰制度を設けております。

つきましては、標記制度認定要件に該当する運行管理者を推薦される場合は、必要事項をご記入の上、別紙表彰推薦書等を６月１６日（金）までに、香ト協事務局までご提出くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．表彰基準（詳細は「自動車運送事業の運行管理者表彰制度について」を参照）
自動車運送事業の運行管理者として１０年以上従事している者（連続した１０年でなくても可。また事業者が同一でなくとも可）

２．功績等要件
（１）運行管理者の業務を十分に理解し的確に実施している者であること。
（２）運行管理業務に関する効果的な業務手法の考案又は改善等の功績を有する者であること。（その功績を証明する書類も添付すること）
（３）勤務状態等が優良な者であること。

３．提 出 先　　一般社団法人香川県トラック協会　管理課
〒７６０－００６６　高松市福岡町３丁目２－３

４．問合せ先　　一般社団法人香川県トラック協会　管理課（担当　明石）
電話番号　０８７－８５１－６３８１

以上

「自動車運送事業の運行管理者表彰制度」について

１．認定要件

「自動車運送事業の運行管理者表彰」規程より抜粋

（表彰の事由）第４条

この表彰は、自動車運送事業の運行管理者として１０年以上従事し、管内における自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の営業所ごとに選任されている運行管理者であって、現に運行管理業務を行っている者のうち、運行管理業務に関する効果的な業務手法の考案又は改善を行う等の功績を有し、運行管理者の業務を十分に理解し適確に実施しており、勤務状態等が優良であるとともに、所定期間以上の期間について次の各号に該当せずに輸送の安全確保に努めたと認められる者に対して行う。

（１）運行管理者として選任されていた全ての営業所において、当該営業所の運転者による道路交通法第１０８条の３４に基づく通報のなされる事故及び違反について、運行管理上、最も責任ある者

（２）運行管理者として選任されていた全ての営業所において、当該営業所の運転者が明らかに第一当事者となる重大事故について、運行管理上、最も責任ある者

（３）運行管理者資格者証の返納の処分等を受けた者、又は受けるおそれがある者

（４）運行管理者として選任されていた全ての営業所において、その選任されていた間、当該営業所が行政処分等を受けた場合、又は受けるおそれがある場合

（所定期間等）第５条

前条における所定期間は、この規程の適用日以降の日から起算して５年間とする。

２　ただし、前条各号の要件に該当した場合の所定期間は、以下のとおりとする。

（１）前条第１号又は第２号に該当した場合にあっては、当該事故または違反のあった日の翌日から新たに起算して５年間

（２）前条第３号に該当した場合にあっては、その後再び運行管理者として選任された日、もしくは、警告又は勧告がなされた日の翌日から新たに起算して５年間

（３）前条第４号に該当した場合にあっては、当該行政処分等終了日の翌日から新たに起算して５年間

３　前条における「運行管理者としての従事期間」及び「所定期間以上の期間」については、４月１日現在における経過期間とする。

２．提出書類

事業者は、自社の運行管理者（以下「候補者」という。）に表彰を受けさせようとするときは、次の各号に掲げる書類を２部（うち１部は写しでも可）添えて推薦するものとする。

（１）候補者が欠格事由に該当しない者であることを証する書面（２号様式）

（２）候補者の功績調書（３号様式）

（３）候補者の履歴書（４号様式）

（４）候補者の過去５年間の無事故無違反証明書（自動車安全運転センター発行のもの）

（５）候補者の刑罰等に関する自認書（５号様式）

※２号から５号様式については、別添の様式を参考に作成ください。

３．用語等の定義及び取消・雑則について

四国運輸局香川運輸支局「自動車運送事業の運行管理者表彰」規程より抜粋

（定義）第３条

（１）『運行管理業務に関する効果的な業務手法の考案又は改善を行う等の功績』

定期的な安全運行に関する勉強会等の考案、安全確保に関する施設等の新設や改善、運行管理体制の見直し等の具体的な取り組みであって、それらが営業所や会社内で制度化されているものをいう。

（２）『運行管理者の業務を十分に理解し適確に実施』

関係法令で定められている運行管理者の業務を十分に理解し適確に実施するとともに、必要な講習を受講している者を指し、運行管理業務を補助者任せとする等事実上名目だけの運行管理者である者を除く。

（３）『勤務状態等が優良』

無断欠勤や遅刻等が常習化している等、世間一般的に勤務状態に問題があると認められる者ではなく、かつ、所定期間において無事故無違反であるとともに、刑罰がない者をいう。

（４）『道路交通法第１０８条の３４に基づく通報のあった事故及び違反』

「道路交通法第１０８条の３４に基づく通知の強化措置への対応について」（平成 15 年 1 月 30 日付け国総貨複第 162 号、国自総第 439 号、国自旅第 189　　号、国自貨第 73 号）に基づく通報がなされる事故及び違反をいう。

（５）『重大事故』

自動車事故報告規則（昭和 26 年 12 月 20 日運輸省令第 104 号）第２条第１号から第１０号及び第１３号から第１５号に規定する事故をいう。

（６）『運行管理上最も責任ある者』

前２号の事故及び違反を引き起こした運転者の当該運行開始時における点呼やその他指示を行った者若しくは当該事故の自動車事故報告書の運行管理者欄に記入されている者をいう。

（７）『運行管理者資格者証の返納の処分等』
運行管理者資格者証の返納命令発令基準に基づく返納命令、警告及び勧告をいう。
（８）『行政処分等』
輸送の安全に係る違反行為による安全確保命令、事業改善命令、自動車その他輸送施設の使用停止処分、事業停止処分及び許可の取消処分をいう。
なお、「行政処分等を受けるおそれ」とは、監査が行われ処分が未定である状態をいう。
（表彰の取消）第９条
　支局長は、この表彰を受賞後、当該受賞者が当該表彰を受けることが適当でないと判断される事実が判明したときは、当該表彰は取り消すことができる。

（雑則）第１０条
　候補者の選考にあたっては、次のことに留意する。
（１）候補者が形式上偏在することを防止するため、各業種から幅広く、表彰するにふさわしい者を選考することとし、同一事業者から、同時に、多数の候補者を推薦することは避けるものとする。
（２）候補者が次の①に該当する場合は、表彰の対象としない。また、候補者又は当該事業者が、次の②に該当する場合は、原則として、一定の期間表彰の対象としないこととする。
①　破産者
②　訴訟が継続中の場合、最近において事故、事件等があった場合、法令違反等により行政上または司法上の取調べ、立ち入り検査等を受けた場合、刑の確定又は行政処分を受けた場合、その他表彰することが適当でないような新聞、雑誌等に報道された場合等

（２号様式）

証　明　書

※この様式を参考にして推薦者で作成下さい。

（候補者の）

本　　籍（郵便番号）

現 住 所（郵便番号）

氏　　名

生年月日

上記の者について、　　年　　月　　日から　　年　　月　　日の間における以下の各事項には該当しないことを証明します。

１．運行管理者として選任されていた営業所の運転者へなされた道路交通法第１０８条の３４に基づく通報について、運行管理上、最も責任を有する者であること。
（当通報がなかった場合はその旨を記載）

２．運行管理者として選任されていた営業所の運転者が明らかに第一当事者となる重大事故について、運行管理上、最も責任を有する者であること。
（当事故がなかった場合はその旨を記載）

３．運行管理者資格者証の返納処分等を受けた者、又は受けるおそれがある者であること。

４．運行管理者として選任されていた全ての営業所において、その選任されていた間、当該営業所が行政処分等を受けていること、又は受けるおそれがあること。

令和　　年　　月　　日

事業者名

代表者名　　印

香川運輸支局長　殿

（３号様式）

功　績　調　書

（候補者の）
本　　籍

現 住 所（郵便番号）

ふりがな
氏　　名（表彰状に記入する字画を記載）

生年月日（年齢）

１．運行管理業務に関する効果的な業務手法の考案又は改善等の功績について
（出来るだけ詳しく記入下さい）

※この様式を参考にして推薦者で作成下さい。

２．運行管理業務を十分に理解し、適確に実施していることについて
（出来るだけ詳しく記入下さい）

※この様式を参考にして推薦者で作成下さい。

３．勤務状態が優良であることについて
（出来るだけ詳しく記入下さい）

※この様式を参考にして推薦者で作成下さい。

（４号様式）

履　歴　書

（候補者の）
本　　籍

現 住 所（郵便番号）

ふりがな
氏　　名（表彰状に記入する字画を記載）

生年月日（年齢）

１．学　歴

※この様式を参考にして推薦者で作成下さい。

２．職　歴（始期・終期及び商号変更、名称変更等は明確に記載のこと）

（１）業務歴

※この様式を参考にして推薦者で作成下さい。

（２）団体歴

（３）公職歴

（４）その他

３．賞　罰

（５号様式）

自　認　書

※この様式を参考にして推薦者で作成下さい。

１．刑罰の有無（道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反による罰金刑を含む）

有　　無　　（いずれかを〇で囲む）

２．破産宣告又は破産手続開始決定の有無

有　　無　　（いずれかを〇で囲む）

上記のとおり相違ありません。

令和　　年　　月　　日

氏　名　　印

（６号様式）

推　薦　書

（候補者の）
現住所
氏　　名
生年月日

上記の者は、自動車運送事業の運行管理者として、成績操行とも優良であると認められるので、香川運輸支局長表彰を授与されたく関係書類を添えて推薦いたします。

令和　　年　　月　　日

団体名
会長名　　印

香川運輸支局長　殿

熱中症予防 その 1

水分・塩分は こまめに補給！

熱中症予防 その 2

涼しい ところで休憩！

みんなで防ごう！ 熱中症

いつでもどこでもだれでも、条件次第でかかりやすいのが熱中症。特に労働をしているときなどは発症しやすく、症状が深刻なときは命の危険にさらされることもあります。正しい知識と適切な予防法があれば、未然に防ぐこともできるので、熱中症にかかる前からきちんと対策をして、暑い夏を乗り切りましょう。

熱中症予防 その 3

「おかしいな？」と思ったらすぐ報告！

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

熱中症が発生！ その時どうする？

WBGT値を活用しよう

WBGT値は「暑さ指数」ともいい、熱中症のリスクが判断できます。
気温だけでなく、湿度や太陽から反射した熱（輻射熱）も考慮した値*です。

WBGT値のリスク区分（例）

注意	警戒	厳重警戒	危険
25℃未満	25～28℃	29～31℃	31℃以上

WBGT値の状況と予測は、環境省熱中症予防情報サイトに掲載されています。作業開始前にチェックしましょう！

熱中症予防 プラス

❶日頃からウォーキングなど軽い運動を行い、身体を暑さに慣らしておこう！

❷作業中は、小まめに水分・塩分を摂ったり冷たいもので手足を冷やしたりしよう！

環境省 熱中症予防情報サイト　検索

ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省

熱中症についての情報はこちら
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html

企画・作成：みずほ情報総研株式会社（厚生労働省委託事業「安全管理支援事業 / 安全衛生教育教材の作成」受託者）、株式会社サイドランチ（作成協力）

令和５年度　陸上貨物運送事業
夏期労働災害防止強調運動実施要綱

1　趣旨

陸災防においては、「陸上貨物運送事業労働災害防止計画」（令和５年度～令和９年度）に基づき、

① 死亡災害件数については、本計画期間中に前計画期間中の死亡災害件数から５％以上の減少をめざす。（令和５年は、87人以下。）

② 荷役労働災害の大幅な減少を目指す。特に、墜落・転落災害について、本計画期間中に前計画期間（2018年度から2022年度）中の死傷災害件数から５％以上の減少をめざす。（令和５年は、4,243人以下。）

③ 安全衛生推進者の選任を徹底し、安全衛生推進者のレベルアップのための能力向上教育を充実する。

とした目標を設定している。本年は当計画の初年度に当たり、一層積極的な安全衛生活動を展開しているところである。

令和５年の労働災害発生状況（１～４月速報値）は、死亡者数が35人（前年同期比＋11人、＋45.8%）と増加しており、一層の取組の強化が必要である。

死傷者数は4,109人（前年同期－268人、－6.1%）と減少しているものの、墜落・転落、転倒による災害が依然として多発しているほか、動作の反動・無理な動作による災害も増加傾向にあり、これらの災害については、より一層強力に取り組む必要がある。

さらに、陸運業においては長時間労働による過労死等が問題となっており、改正された改善基準告示の周知などこれを予防するための取組を一層推進する必要がある。

こうした陸運業における労働災害の現状と課題を踏まえ、その防止対策を推進するに当たっては、各企業・事業場においては、労働安全衛生関係法令を遵守することはもとより、安全衛生推進者の選任など職場の安全衛生管理体制を確立して適切に機能させるとともに、経営者と従業員が一致協力して自主的な安全衛生活動を継続的・効果的に行っていくことが何より重要である。

こうした認識の下、本年７月１日（土）から７月31日（月）までの１か月間を、令和５年度夏期労働災害防止強調運動期間として、労働災害防止の重要性について認識をさ

らに深め、労働災害防止のために以下の取組を行うこととする。

2　実施期間

令和５年７月１日（土）から７月31日（月）まで

3　スローガン

「荷台に潜む危険の芽　命を守る昇降設備とヘルメット」

（令和５年度安全衛生標語　荷役部門最優秀作品）

4　主唱者

陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部及び各都道府県支部

5　後援

厚生労働省

6　実施者

会員事業場

7　取組の重点

⑴　荷役作業時の墜落・転落災害の減少を図るため、最大積載量２トン以上の貨物自動車への昇降設備の設置、保護帽の着用及びテールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育の義務化など、本年10月及び来年２月から施行される改正労働安全衛生規則等の内容について、セミナーの開催等により周知徹底に努める。また、同時に改正された「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（以下「荷役ガイドライン」という。）に基づき、全国各都道府県における荷主等と陸運事業者との連携・協力促進協議会の開催、テールゲートリフター等に係る災害を対象とした荷役労働災害防止対策コンサルティング事業の実施、荷役災害防止安全教育を実施するなど荷役労働災害防止対策を推進する。

⑵　死亡災害が増加傾向にある交通労働災害の防止については、「交通労働災害防止のた

めのガイドライン」の周知をはじめ、交通労働災害防止担当管理者教育を実施するとともに、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）の周知及び同ガイドラインを踏まえたセミナーを実施する。

⑶　特に夏場は職場における熱中症による災害を防ぐ必要があることから、「ＳＴＯＰ！熱中症クールワークキャンペーン」（厚生労働省・各労働災害防止団体主唱）を踏まえた取組を行う。

⑷　健康診断の有所見率が高い水準で推移していることから、健康確保に向けた対策として、健康診断の実施及び長時間の時間外労働を行った者に対する医師による面接指導等事後措置の徹底、ストレスチェックの実施とその結果に基づくメンタルヘルス対策を推進するとともに、腰痛災害防止に向けた取組を推進する。

⑸　職場における自主的な安全衛生活動を推進するため、職場に潜む危険の芽を事前に摘み取ってリスクの低減を図り、安全度の高い職場の実現を目指す取組である危険予知活動（KY 活動）、リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステム等の定着を図る。

8　主唱者の実施事項

⑴　各種安全大会、研修会、個別・集団指導等の実施

・交通事故、労働災害防止大会の開催

・「職場の安全衛生自主点検表」を用いた事業場への個別指導・パトロールの実施

・「荷役災害防止安全教育」をはじめとする安全衛生研修会、セミナーの実施

・陸運災防指導員会議等の開催

⑵　各種啓発資料を活用した災害防止対策の周知・徹底

厚生労働省及び陸災防が作成・配布している各種パンフレット、リーフレット、冊子等の啓発資料（別紙）を活用し、労働災害防止対策の周知・徹底を図る。

⑶　陸災防労働災害事例生成ツールの活用促進

・「陸災防労働災害事例生成ツール」（以下「生成ツール」という。）の活用促進を進めるとともに、登載事例の充実を図る。

⑷　行政との連携、広報等

・厚生労働省、都道府県労働局、全日本トラック協会、都道府県トラック協会等関係行

政機関、団体等に対し本運動の実施について協力依頼を行う。

・広報誌「陸運と安全衛生」、ホームページ等により、本運動の趣旨及び実施事項等について周知・徹底を図る。

・安全ポスター、のぼり等の作成・配布により、本運動の気運の醸成を図る。

9　会員事業場の実施事項

・経営トップは、労働災害防止のためにその所信を明らかにするとともに、自らが職場の安全パトロール等を行い、労働災害防止について従業員への呼びかけを行う。

・安全管理者、安全衛生推進者等は、本運動期間中「職場の安全衛生自主点検表」（別添参照）により職場の安全衛生点検を行う。

・安全旗の掲揚、安全ポスター・のぼり等の掲示を行う。

・改正された「荷役ガイドライン」に基づき、荷主等の協力を得て積卸し作業の内容の確認・把握を行い、荷役作業に伴う安全上の確認事項をあらかじめ運転手に提供できるように、荷主等との「運送契約時に必要な連絡調整に係る事項」の文書による取決めや「安全作業連絡書」の活用を図る。

・定期健康診断の完全実施と事後措置の徹底を図る。

職場の安全衛生自主点検表

令和５年５月作成

事業場名			従業員数	人
点検年月日	令和　年　月　日	点検者氏名		印

この点検表は、陸運業の労働災害防止に必要な主要事項について、会員事業場が自主的にチェックし、問題点を見つけて改善するためのものです。この点検表には、会員事業場が守るべき安全衛生事項をまとめた「災防規程」[1]や厚生労働省が策定した「荷役ガイドライン」[2]の主な内容も含まれています。

この点検表を利用して職場の自主点検を行い、さらに労働災害防止対策を進めましょう。

点　検　項　目				
1　基本的な取組（リスクの低減）				
・安全衛生方針の表明（1年単位。交通及び荷役労働災害防止を含む。）		□している	□していない	
・安全衛生目標の設定（同上）		□している	□していない	
・安全衛生計画の作成（同上、計画の実施、評価、改善を含む。）		□している	□していない	
・リスクアセスメントの実施（荷役作業関係）		□している	□していない	
・安全衛生管理規程の作成（交通及び荷役労働災害防止を含む。）		□している	□していない	
2　安全衛生管理体制				
労働者10～49人	労働者50人以上			
・安全衛生推進者の選任	・総括安全衛生管理者の選任（100人以上）	□している	□していない	□該当なし
	・安全管理者の選任（選任時研修修了）	□している	□していない	□該当なし
	・衛生管理者の選任	□している	□していない	□該当なし
	・産業医の選任	□している	□していない	□該当なし
・安全衛生推進者の巡視	・安全管理者、衛生管理者の巡視	□している	□していない	□該当なし
・安全衛生対策等を話合う場の設置	・安全衛生委員会の開催（月１回以上）	□している	□していない	
3　安全衛生教育の実施状況				
・雇入れ時又は作業内容変更時の教育		□している	□していない	□該当なし
・特別教育（テールゲートリフター等）		□している	□していない	□該当なし
・日常の教育（危険予知訓練、ヒヤリ・ハット事例活用等）		□している	□していない	
・能力向上の教育（安全管理者等の定期教育等）		□している	□していない	□該当なし
・事故発生者に対する教育		□している	□していない	□該当なし
・腰痛予防のための管理者教育		□している	□していない	□該当なし
・腰痛予防のための作業従事者教育（自動車運転者、重量物取扱者）		□している	□していない	□該当なし
4　健康管理				
・雇入れ時の健康診断		□している	□していない	□該当なし
・定期健康診断（年１回）		□している	□していない	
・深夜業従事者に対する健康診断（年２回）		□している	□していない	□該当なし
・過重労働対策（時間外・休日労働時間数） ※ 休憩時間を除き、1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間		□月45時間以内	□月45時間超～80時間 □月80時間超～100時間 □月100時間超	
・時間外・休日労働が1月当たり80時間を超える労働者で申出のあった者に対する医師による面接指導の実施		□している	□していない	□該当なし
．ストレスチェックの導入（50人以上義務、50人未満努力義務）		□している	□していない	
．高ストレス者の申出による「医師による面接指導」実施		□している	□していない	□該当なし

[1] 災防規程：「陸上貨物運送事業労働災害防止規程」
[2] 荷役ガイドライン：厚生労働省「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」

5　荷役労働災害防止対策

(1) 安全衛生管理体制と安全衛生教育

- 作業計画の作成（車両系荷役運搬機械による作業）　□ している □ していない □ 該当なし
- 荷役災害防止の担当者の指名*　□ している □ していない □ 該当なし
- 車両系荷役運搬機械等の作業指揮者の選任　□ している □ していない □ 該当なし
- 積卸し作業指揮者の選任（一の荷でその重量が 100ｋｇ以上）　□ している □ していない □ 該当なし
- 荷役作業従事者に対する安全衛生教育の実施*　□ している □ していない □ 該当なし
- 荷役作業の危険予知訓練　□ している □ していない □ 該当なし
- 荷主等と安全衛生対策を協議する場の設置*　□ している □ していない □ 該当なし

(2) 荷役災害防止の措置

- 荷役作業の有無等について荷主等への事前確認(安全作業連絡書) *　□ している □ していない □ 該当なし
- トラック荷台等からの墜落・転落災害及び転倒災害の防止措置*　□ している □ していない □ 該当なし
- 主な危険作業についての安全作業マニュアルの整備　□ している □ していない □ 該当なし
- 荷役運搬機械、荷役用具、設備による労災防止対策*　□ している □ していない □ 該当なし
  ア　フォークリフト　イ　移動式クレーン　ウ　コンベヤー
  エ　テールゲートリフター　オ　ロールボックスパレット
- 作業開始前点検（該当するものに○をつけてください。）　□ している □ していない □ 該当なし
  ア　貨物自動車　イ　フォークリフト　ウ　移動式クレーン
  エ　コンベヤー　オ　テールゲートリフター　カ　器具・工具　キ　その他
- 定期自主検査（同上）　□ している □ していない □ 該当なし
  ア フォークリフト　イ　移動式クレーン　ウ　その他
- 危険作業従事資格者の配置（同上）　□ している □ していない □ 該当なし
  ア　フォークリフト　イ　移動式クレーン　ウ　はい作業
  エ　玉掛け作業　オ　その他
- 保護帽(墜落時保護用)　□ している □ していない □ 該当なし
- 安全靴の使用　□ している □ していない □ 該当なし

6　交通労働災害防止対策

(1) 交通労働災害防止のための管理体制

- 運行管理者の選任　□ している □ していない □ 該当なし
- 交通労働災害防止を担当する者への教育の実施　□ している □ していない □ 該当なし

(2) 適正な労働時間

- 時間外労働及び休日労働に関する協定　□ している □ していない □ 該当なし

(原則：1月45時間、1年360時間、特別条項1年720時間、自動車運転者は令和6年3月31日まで猶予)

- 拘束時間等(1ヶ月284h以内 □)(1日13h以内 □)(休息1日9h以上 □)(2日平均1日運転9h以内 □)(連続運転4h以内 □)

(3) 走行管理等

- 走行計画の作成及び指示　□ している □ していない □ 該当なし
- 走行経路の決定　□ している □ していない □ 該当なし
- 乗務記録に基づく適正な走行管理　□ している □ していない □ 該当なし
- 点呼の実施　□ している □ していない □ 該当なし
- 乗務前点呼での疾病、疲労、睡眠不足、飲酒の状況の確認　□ している □ していない □ 該当なし
- 乗務前点呼での、乗務開始前、24時間における拘束時間の合計が13時間を超える場合の睡眠状況の確認　□ している □ していない □ 該当なし

(4) 安全衛生教育、意識の高揚

- 交通危険予知訓練　□ している □ していない □ 該当なし
- 運転適性診断　□ している □ していない □ 該当なし
- 意識の高揚（該当するものに○をつけてください。）　□ している □ していない □ 該当なし
  ア　交通安全情報マップの作成等　イ　標語募集　ウ　ポスター掲示
  エ　表彰　オ　その他

職場の安全衛生自主点検表（共通）の解説

1　基本的な取組事項（リスクの低減）

最近の労働災害防止の取組は、事業場に潜在的に存在するリスクを継続的に低減するものが主流となっています。そのための手法として、リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントがあります。

この項では、これらの取組の基本項目を記載したもので、これらが適正に実施されており、安全衛生の年間計画について、いわゆるＰＤＣＡサイクル（計画、実施、評価、改善）が円滑に実施されていれば、労働安全衛生マネジメントシステムの基本部分は実施されているということができます。

（参考資料等）・災防規程：第10条の２に記載されています。
・リスクアセスメントイラストシート（陸災防図書）
・こうすれば導入できる労働安全衛生マネジメントシステム（陸災防図書）

(注) 災防規程（陸上貨物運送事業労働災害防止規程）・・・労働災害防止団体法では災防団体の会員事業場が守るべき事項を災防規程として定めることが義務付けられており、会員事業場はこの規程を遵守する義務があります。詳細は陸災防ホームページでご覧いただけます。

2　安全衛生管理体制

法令で定められた安全衛生管理を担当する者の選任等が行われているかをチェックします。未選任の場合は法違反となりますので、早急に資格のある者を選任する必要があります。

（参考資料等）・災防規程：7条。50人以上はさらに第4条～6条、10条

3　安全衛生教育の実施状況

法令で就業制限となっている、フォークリフト（最大荷重1トン以上）の運転業務や、はい作業主任者等については、当然資格者が実施すべきものとして除いています。

ここでは、法令や行政通達等で実施すべきとされている主なものを対象としています。

（参考資料等）・災防規程：第11条～12条、16条

4　健康管理

従業員の高齢化が進んでいること、陸運業ではいわゆる過労死等の労災認定件数が多いことから、健康管理や長時間労働管理が重要です。また、平成27年12月からストレスチェック制度が開始されていることに留意が必要です。

（参考資料等）・災防規程：第79条、82条
・陸災防ホームページ（メンタルヘルス対策）参照
http://www.rikusai.or.jp/public/mental-health/mental-health_kajyuu-roudou_taisaku.htm

5　荷役労働災害防止対策

法令、災防規程、荷役ガイドラインのうち、主な荷役災害防止対策を記載しています。

（参考資料等）・災防規程：第23～25条、30～31条、33～34条、48条、53条、56条、63条
・フォークリフトの安全Ｑ＆Ａ５０（陸災防図書　平成24年3月）
・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の策定について（令和5年3月28日基発0328第1号）

6　交通労働災害防止対策

交通労働災害防止のためのガイドライン（平成20年4月改正）で事業者が実施すべき事項とされた主なものについて記載しています。

（参考資料等）・災防規程：第71条
・交通労働災害防止のためのガイドライン解説書（陸災防図書　平成24年3月）

定性的フィットテスト測定キット購入補助金のご案内

労働安全衛生法の新たな化学物質規制の導入に伴い、令和６年４月から作業環境測定結果が第三管理区分から改善することが困難な作業場所がある事業場に対する措置が強化され、有害化学物質等のばく露を防止する観点から、呼吸用保護具が適切に装着されているかを確認するためのフィットテストの実施が義務付けられることとなりました。

この義務化を控え、自らフィットテストを行おうとする事業者が定性的フィットテスト測定キットを購入するに当たり、経費の一部が補助されます。この機会にぜひお申し込みください。

申請することができる事業主

次の（１）～（3）いずれにも該当する中小企業事業者が対象です。

<table>
<tr><td rowspan="6">（1）</td><td colspan="3">次のいずれかに該当する中小企業事業者
※ 労働者数か資本金等のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業主となります。</td></tr>
<tr><td>業　　種</td><td>常時雇用する労働者数</td><td>資本金または出資の総額</td></tr>
<tr><td>① 小売業</td><td>50人以下</td><td>5,000万円以下</td></tr>
<tr><td>② サービス業</td><td>100人以下</td><td>5,000万円以下</td></tr>
<tr><td>③ 卸売業</td><td>100人以下</td><td>１億円以下</td></tr>
<tr><td>④ その他の業種
（製造業・建設業・運輸業など）</td><td>300人以下</td><td>３億円以下</td></tr>
<tr><td>（2）</td><td colspan="3">特化則等に義務付けられる場合で、定性的フィットテスト測定キットを用いてフィットテストを行う予定があること。</td></tr>
<tr><td>（3）</td><td colspan="3">フィットテスト実施者に対する基本教育＊修了者が１名以上いること。
＊「フィットテスト実施者に対する教育実施要領」（令和3年4月6日付け厚生労働省通達）に基づく研修</td></tr>
</table>

補助の対象となる経費及び補助金の算定方法

次の（１）と（２）を比較して少ない方の額

（１）定性的フィットテスト測定キット購入費（キットに標準装備されている付属品は含まれます）の 1/2

※以下のものは補助の対象となる経費から除いてください

- ●オプション経費（消耗品、保証サービス、校正、送料等）
- ●消費税

（２）2万5千円

購入補助を受けることができるのは、１事業場（支部等）につき１セットのみです。

補助金公募期間

・第1期公募　令和5年 7月 1日～ 8月15日（必着）	**補助金の予定枠**	**3,650万円**
・第2期公募　令和5年 10月1日～ 11月15日（必着）	**補助金の予定枠**	**1,250万円**

注意

▶ この補助金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、**厳格な運用が求められる制度です。**補助金の交付要綱、実施要領、交付規程、その他の規定類をよく読み、制度の内容を理解してから申請してください。

厚生労働省　　（公社）全国労働衛生団体連合会（全衛連）

申請手続の流れ　本補助金は、購入前に申請等が必要です。

①募集期間内に郵送等により申請
・購入費用の見積りを行った上、補助金交付申請書を全衛連ホームページからダウンロードし必要な添付書類を作成し、申請してください。

②審　査
・全衛連に設置する審査委員会で選考審査を行います。

③交付決定（不交付決定）
・②の審査結果を基に交付決定通知（不交付決定通知）を発送します。（公募期間終了後おおむね１か月以内）

④測定キットの購入
・交付決定通知書が届いた後、測定キットを購入してください。
※　決定通知前に購入した場合の費用は補助対象となりません。

⑤購入報告及び補助金請求書を提出
・購入報告及び補助金請求書を全衛連ホームページからダウンロードし、必要な書類を添付し申請してください。必要書類は**令和6年2月29日（木）までに申請書提出先に到着するよう**ご提出ください。この期日を過ぎて到着したものには補助金をお支払いできません。

⑥補助金の交付
・指定の口座に補助金が振り込まれます。

交付申請に必要な書類

＊全衛連ホームページから指定様式をダウンロードし必要な書類を作成し、申請をしてください。
1．定性的フィットテスト測定キット購入補助金交付申請書　（様式1-2）
2．事業場概要　（別紙１）
3．確認書　（別紙２）
4．事業内容を紹介するパンフレット等（作成している場合）
5．フィットテスト測定キットのカタログ（入手している場合）
6．フィットテスト実施者養成研修修了証（写）
7．見積書

★　内容に不明な点がある場合は、確認のための追加資料を求める場合があります。

購入報告及び補助金請求にに必要な書類

＊全衛連ホームページから指定様式をダウンロードし必要な書類を作成し、申請をしてください。
1．購入報告及び補助金請求書（様式４）
2．納品書（写）
3．請求書（写）
4．銀行取引明細書（振込証明書）（写）又は領収書（写）

申請窓口・相談窓口

全衛連（補助金交付事務代行事業者）

申請書類等の入手　http://www.zeneiren.or.jp

申請書提出先　**〒108-0014　東京都港区芝4-11-5 田町ハラビル5階**
全衛連　フィットテスト測定機器購入補助金　担当　宛
（郵便事故防止のため、配達状況が確認できる方法で郵送申請をしてください）

電子申請アドレス　hojyokin@zeneiren.or.jp

相談等　**TEL 03-6453-9969** (平日 午前９時～午後5時)

全衛連では、フィットテストや補助金申請に関する各種相談にも対応しています。
お気軽にご相談ください。

R5. 5

定量的フィットテスト測定機器購入補助金のご案内

労働安全衛生法の新たな化学物質規制の導入に伴い、令和６年４月から作業環境測定結果が第三管理区分から改善することが困難な作業場所がある事業場に対する措置が強化され、有害化学物質等のばく露を防止する観点から、呼吸用保護具が適切に装着されているかを確認するためのフィットテストの実施が義務付けられることとなりました。

この義務化を控え、事業者からの求めに応じてフィットテストを行おうとする労働衛生機関が定量的フィットテスト測定機器を購入するに当たり、経費の一部が補助されます。この機会にぜひお申し込みください。

申請することができる機関

次の（１）～（３）すべてに該当する労働衛生機関が対象です。
都道府県を別とする労働衛生機関の支部等は独立して交付の対象となります（都道府県内１台を上限）。
昨年度補助金交付を受けて定量的フィットテスト測定機器を購入した機関も申し込みできます。

（１）３年以上業務を受託している次のいずれかの機関
①作業環境測定機関
②特殊健康診断実施機関
※いずれも、特定の関係企業・協力グループ会社等のみを対象として実施している機関は除きます。

（２）事業者からの求めに応じてフィットテスト測定を行う予定があること。

（３）フィットテスト実施者に対する基本教育＊修了者が１名以上いること。
＊「フィットテスト実施者に対する教育実施要領」（令和3年4月6日付け厚生労働省通達）に基づく研修

補助の対象となる経費及び補助金の算定方法

次の（１）と（２）の額を比較して少ない方の額
（１）定量的フィットテスト測定機器購入費（本体に標準装備されている付属品は含まれます）の1/2
※以下のものは補助の対象となる経費から除いてください。
●オプション経費（別売品、チューブ、マスクアダプター、消耗品、保証サービス、校正、送料等）
●消費税
（２）71万円
購入補助を受けることができるのは、1事業場（支部等）につき1台のみです。

補助金公募期間

・第1期公募　令和5年　7月 1日 ～ 8月15日（必着）	**補助金の予定枠**	**3,550万円**
・第2期公募　令和5年 10月 1日 ～ 11月15日（必着）	**補助金の予定枠**	**1,420万円**

注意

▶ この補助金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、**厳格な運用が求められる制度です。**補助金の交付要綱、実施要領、交付規程、その他の規定類をよく読み、制度の内容を理解してから申請してください。（取得価格が50万円以上の機器には財産の処分の制限があります。）

厚生労働省　　（公社）全国労働衛生団体連合会（全衛連）

申請手続の流れ

本補助金は、購入前に申請等が必要です。

①募集期間内に郵送等により申請
・購入費用の見積りを行った上、補助金交付申請書を全衛連ホームページからダウンロードし必要な添付書類を作成し、申請してください。

②審　査
・全衛連に設置する審査委員会で選考審査を行います。

③交付決定（不交付決定）
・②の審査結果を基に交付決定通知（不交付決定通知）を発送します。（公募期間終了後おおむね１か月以内）

④測定機器の購入
・交付決定通知書が届いた後、測定機器を購入してください。
※　決定通知前に購入した場合の費用は補助対象となりません。

⑤購入報告及び補助金請求書を提出
・購入報告及び補助金請求書を全衛連ホームページからダウンロードし、必要な書類を添付し申請してください。必要書類は**令和6年2月29日（木）までに申請書提出先に到着するよう**ご提出ください。この期日を過ぎて到着したものには補助金をお支払いできません。

⑥補助金の交付
・指定の口座に補助金が振り込まれます。

交付申請に必要な書類

＊全衛連ホームページから指定様式をダウンロードし必要な書類を作成し、申請をしてください。
1．　定量的フィットテスト測定機器購入補助金交付申請書　（様式1-1）
2．　事業場概要　（別紙１）
3．　令和6年度定量的フィットテスト事業実施計画　（別紙２）
4．　確認書（別紙３）
5．　令和2年度～4年度決算書（写）
6．　作業環境測定機関登録証（写）、診療所開設届（写）の該当するもの
7．　事業内容を紹介するパンフレット等（作成している場合）
8．　フィットテスト測定機器のカタログ（入手している場合）
9．　フィットテスト実施者養成研修修了者証（写）
10．　見積書

★　内容に不明な点がある場合は、確認のための追加資料を求める場合があります。

購入報告及び補助金請求に必要な書類

＊全衛連ホームページから指定様式をダウンロードし必要な書類を作成し、申請をしてください。
1．購入報告及び補助金請求書（様式４）
2．納品書（写）
3．請求書（写）
4．銀行取引明細書（振込証明書）（写）又は領収書（写）

申請窓口・相談窓口

全衛連（補助金交付事務代行事業者）

申請書類等の入手　http://www.zeneiren.or.jp

申請書提出先　**〒108-0014　東京都港区芝4-11-5 田町ハラビル5階**
全衛連　フィットテスト測定機器購入補助金　担当　宛

（郵便事故防止のため、配達状況が確認できる方法で郵送申請をしてください）

電子申請アドレス　hojyokin@zeneiren.or.jp

相談等　**TEL 03-6453-9969** (平日 午前９時～午後5時)

全衛連では、フィットテストや補助金申請に関する各種相談にも対応しています。
お気軽にご相談ください。

R5. 5

事業者の皆さまへ

騒音障害防止のためのガイドラインを改訂しました

大きい音にさらされ続けると、耳の機能が損なわれて難聴になることがあります。大切な耳を守るため、職場における騒音対策に取り組みましょう。

ガイドライン改訂の主なポイント

■ 騒音障害防止対策の管理者の選任を追加

管理者を選任して、組織的にガイドラインに基づく対策を実施しましょう。

■ 騒音レベルの新しい測定方法（個人ばく露測定と推計）の追加

■ 聴覚保護具の選定基準の明示

JIS T8161-1に基づき測定された遮音値を目安とし、
必要かつ十分な遮音値のものを選定するよう追加しました。

■ 騒音健康診断の検査項目の見直し

定期健康診断（騒音）における**4000ヘルツの聴力検査の音圧を、**40dBから**25dBおよび30dB**に変更しました。
雇入れ時または配置替え時や、定期健康診断（騒音）の二次検査での聴力検査に、**6,000ヘルツ**の検査を追加しました。

改訂ガイドラインの全文や解説など、改訂内容に関する資料はこちら

ご不明な点などございましたら、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせください。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

職場の騒音対策を確認しましょう！

ガイドラインの対象作業場はこちら

○別表１、別表２いずれの作業場も対象です。

ガイドラインの対象外でも、騒音が大きい作業場がある場合は下記対策に取り組みましょう

●以下の対策に取り組んでいますか？

職場の体制	□ 騒音障害防止対策の管理者の選任
	□ 元方事業者の場合は、関係請負人への指導・援助
作業環境管理	□ 騒音レベルの測定※
	□ 騒音レベルが一定（85dB）以上の場合は、改善措置（騒音源の低騒音化・遮蔽など）の実施※
	□ 測定結果の記録と保存（３年間）
作業管理	□ **聴覚保護具の使用**※ 等価騒音レベルが90dB以上の場合や、等価騒音レベルが85dB以上で手持動力工具を使用する場合などは必ず聴覚保護具を使用しましょう。
健康管理	□ 雇入れ時または配置替え時の健康診断（騒音）の実施
	□ **定期健康診断（騒音）の実施**※
	□ 健康診断（騒音）結果に基づく事後措置の実施
	□ 健康診断（騒音）結果の記録と保存（５年間）
	□ 健康診断（騒音）結果の労働基準監督署への報告
労働衛生教育	□ 騒音障害防止対策の管理者選任時の教育
	□ 労働者への教育※

※　騒音レベルが一定未満の場合は省略可能

騒音ガイドラインの全文、解説などはこちら

『テールゲートリフター特別教育講師(インストラクター)養成講座』開催！

労働安全衛生規則が改正され、令和６年２月１日から、テールゲートリフターを使用した荷を積みおろす作業は、特別教育を修了した作業者でなければ行わせることができなくなります。

それに伴い、陸災防では社内で特別教育を行う講師（インストラクター）となる方を対象とした講習を開催することとしましたので是非ご参加ください。

～講習会の主な内容～

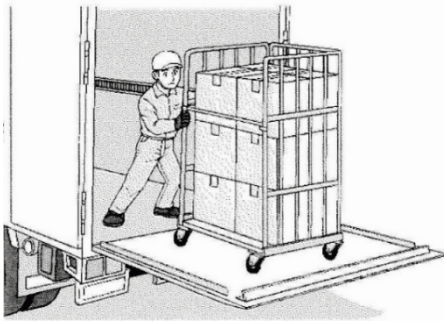

１．開催日時　①令和５年10月24日(火)10:00～16:30
　　②令和５年10月25日(水)10:00～16:30

２．開催場所　香川県トラック総合会館　５階会議室

３．定　　員　50名（先着順です。）

４．カリキュラム　※休憩時間を含め５時間半です。(昼休みを除く。)
⑴ オリエンテーション
⑵ インストラクターの心構え
⑶ 関係法令
⑷ テールゲートリフターに関する知識
⑸ テールゲートリフターによる作業に関する知識
⑹ 実技教育の実施方法（実機は用いません。実技教育で実施すべき事項について説明。）
⑺ 質疑応答

５．受 講 料　陸災防会員：35,200円(税込)
　　非　会　員：45,100円(税込)
※受講料は前納となります。送付する請求書記載口座にお振込みください。
(振込手数料は申込者にてご負担願います。)
※領収書がご入用の際は、振込後に**陸災防本部経理課**までお申し出ください。

６．申込方法

別紙申込書にご記入後、申込書に記載の**陸災防本部宛てメール又はFAXにて**お申込み下さい。
定員に達し次第締め切ります。

７．修了証交付　本講座の修了者には修了証を交付します。

８．問合せ先　陸災防本部　TEL：03-3455-3857
　　陸災防香川県支部　TEL：087-851-6251

陸上貨物運送事業労働災害防止協会（略称：陸災防）
Land Transportation Safety & Health Association

テールゲートリフター特別教育講師（インストラクター）養成講座申込書

申込年月日	令和　年　月　日

受講日	**高松会場** 下記日程のいずれかに☑を入れてください。			
	□	**令和5年10月24日**	□	**令和5年10月25日**
ふりがな			役職名	
受講者氏名			生年月日	年　月　日
会社名				
会社所在地	〒			
会員区分	会員　・　非会員			
ご担当者氏名				
電話番号	ー　ー			
メールアドレス	@			

※「ご担当者氏名」は受講者と同一の場合は空欄で構いません。
※参加申込書にご記入いただいた情報は、本講習及び当協会からの情報提供以外には使用いたしません。

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
〒108-0014
東京都港区芝 5-35-2 安全衛生総合会館 10 階
技術管理部・技術課
TEL：03-3455-3857
FAX：03-3453-7561
申込受付専用メールアドレス：inst-talegate@rikusai.or.jp

荷役作業安全ガイドラインのあらまし　［令和５年３月改訂版］

～陸運事業者と荷主等のみなさまが連携した荷役災害の防止～

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

厚生労働省では、陸運業の労働災害の状況を踏まえ、その荷役作業における労働災害を減少させるため、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成 25 年 3 月 25 日基発 0325 第 1 号。以下「ガイドライン」という。）を策定し、**陸運事業者及び荷主等（「荷主、配送先、元請事業者等」をいう。）がそれぞれ取り組むべき事項を示しています。**

（陸運業の労働災害の状況）

① 労働災害に占める陸運業の労働災害の割合が増加していること

② 荷役災害が約 65%を占めること

③ そのうち約 70%が荷主等の事業場で発生していること

以下にガイドラインのあらましを紹介します。主に陸運事業者の取り組むべき事項を記載し、関係する「荷主等の実施事項」をその下に囲みで記載しています。

（注）ガイドラインの全文は当協会のホームページをご覧ください。http://www.rikusai.or.jp/

1　関係者の責務

(1) 陸運事業者の責務等

ガイドラインを指針として、荷役作業における労働災害防止対策の積極的な推進に努めるものとします。荷役作業を行う陸運事業者の労働者は、陸運事業者の指示、荷主等の作業場所における遵守事項等を守ることにより、荷役作業における労働災害の防止に努めるものとします。

(2) 荷主等の責務

ガイドラインを指針として、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場で行う荷役作業における労働災害の防止のために必要な事項の実施に協力するものとします。

2　安全衛生管理体制の確立等

(1) 「荷役災害防止担当者」の指名

ア　荷役災害防止担当者を指名し、荷役災害防止対策に取り組ませること。

イ　指名した担当者に荷役災害防止に必要な教育を実施すること。

【荷主等の実施事項】
・荷役災害防止担当者を指名。陸運事業者の荷役災害防止担当者の災害防止措置に連携した取組実施。
・指名した担当者に荷役災害防止に必要な教育を実施。

(2) 荷役災害防止対策の計画的な推進

ア　荷役災害防止を踏まえ、安全衛生方針の表明、目標の設定を行うこと。

イ　安全衛生目標を達成するため、次の事項を含む安全衛生計画の作成、実施、評価及び改善をＰＤＣＡサイクルとして継続的に実施すること。

① 荷役運搬機械、荷役用具・設備等による労働災害防止に関する事項

② 安全衛生教育の実施に関する事項

③ 荷役災害防止に関する意識の高揚等に関する事項

④ 腰痛予防等の健康管理に関する事項

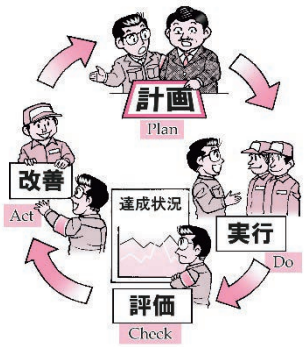

ウ　荷役作業についてリスクアセスメントを実施する。

【荷主等の実施事項】
荷主等による安全衛生方針の表明、目標の設定、安全衛生計画の策定に当たっては、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場で行う荷役作業における労働災害の防止について盛り込むこと。

(3) 安全衛生委員会等

ア　安全衛生委員会等において、荷役災害防止について調査審議すること。

イ　反復・定例的に荷の運搬を請け負う荷主等と安全衛生協議組織を設置し、下記 5(3)に例示する事項等（安全衛生協議事項）について協議すること。

【荷主等の実施事項】
- 陸運事業者の労働者が荷主等の事業場で行う荷役作業における労働災害防止を調査審議。
- 反復・定例的に荷の運搬を発注する陸運事業者と安全衛生協議組織を設置し、5(3)の事項等を協議。

3　荷役作業における労働災害防止措置

(1) 基本的な対策

ア　運送の都度、荷主等の事業場における荷役作業の有無を事前に確認すること。また、事前に確認しなかった荷役作業は行わせないこと。

イ　荷主等に確認した荷役作業の内容に応じた適切な安全衛生対策を講ずること。

ウ　荷役作業場所の作業環境や作業内容にも配慮した服装や保護帽、安全靴等を着用させること。

エ　荷役作業場所について、荷の積卸しや荷役運搬機械・荷役用具等の使用に必要な広さの確保、床の凹凸や照度の改善、混雑の緩和、荷や資機材の整理整頓、できるだけ風雨が当たらない荷役作業場所の確保、安全通路の確保等に努めること。

　また、安全に荷役作業を行える状態を保持すること。

オ　陸運業の労働者が荷役作業を行う際に、荷主等から不安全な荷役作業を求められた場合には報告させ、荷主等に対し改善を求めること。

【荷主等の実施事項】
- アに関し、荷役作業の有無を陸運事業者に通知すること。事前に通知しなかった荷役作業は陸運業の労働者に行わせないこと。
- 荷役時間、荷待ち時間、貨物自動車運転者の休息期間、道路状況等を考慮し、着時間の弾力的な設定を行うこと。
- エについて実施すること。
- 陸運事業者の労働者と荷主等の労働者が、荷主等の事業場において混在して作業を行う場合に、作業間の連絡調整を行うこと。

(2) 墜落・転落による労働災害の防止対策

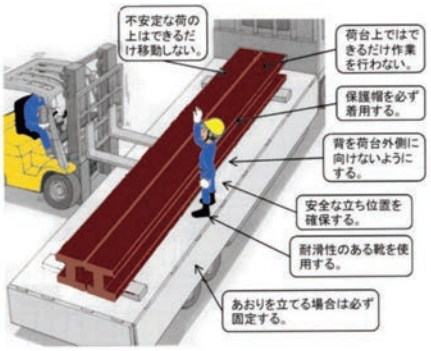

ア　荷役作業を行う労働者に、ガイドラインで示された「墜落・転落災害防止のための事項」（別表 1）を遵守させること。

イ　荷台の上での作業については、できるだけあおりに取り付ける簡易作業床や移動式プラットホーム等を使用するなどし、荷台のあおりに乗っての作業を避けること。

ウ　貨物自動車の荷台への昇降設備を用意すること。

エ　タンクローリーへの給油作業のようにタンク上部に登って行う作業や荷台に積み上げた荷の上での作業等での墜落・転落災害を防止するため、できるだけ施設側に要求性能墜落制止用器具取付設備（親綱、フック等）を設置すること。

【荷主等の実施事項】
- 荷主等が管理する施設において、できるだけプラットホーム、墜落防止柵、安全ネット、荷台への昇降設備等の墜落・転落防止のための施設・設備を用意すること。
- 荷主等が管理する施設において、エの作業等での墜落・転落災害を防止するため、できるだけ施設側に要求性能墜落制止用器具取付設備（親綱、フック等）を設置すること。

(3) 荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止対策

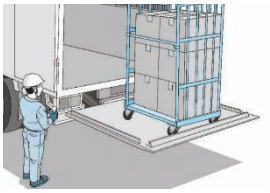

フォークリフト、クレーン等、コンベヤー、テールゲートリフター、ロールボックスパレット等による労働災害を防止するため、ガイドラインで示されたそれぞれの対策（別表 2、3、4、5、6）を講じること。

【荷主等の実施事項】同様にガイドラインで示されたそれぞれの対策（別表 2、3、4、5、6）を講じること。

(4) 転倒による労働災害の防止対策

ア　荷役作業を行う労働者に対し、ガイドラインで示された「転倒災害防止のための事項」を遵守させること。

イ　荷役作業場所等に合わせて、耐滑性、屈曲性のある安全靴を使用させること。

ウ　荷役作業場所を整理整頓し、床・地面の凹凸等のつまずきの原因をできるだけなくすこと。

エ　荷役作業場所の段差をなくす、手すりを設置する、床面の防滑対策を講じる等、設備改善を行うこと。

オ　持った荷で両手を塞がれると僅かなつまずきでも転倒しやすくなるため、できるだけ台車等を使用させること。

【荷主等の実施事項】
・荷主等が管理する施設において、ウ、エを実施すること。
・台車等を用意すること。

(5) 動作の反動、無理な動作による労働災害の防止対策

ア　職場における腰痛予防対策指針で示された各対策を講じること。

イ　荷役作業を行う労働者に対し、ガイドラインで示された「動作の反動・無理な動作による労働災害防止のための事項」（別表 7）を遵守させること。

ウ　人力荷役について、できるだけ機械・道具を使った荷役作業とするよう施設、設備を改善すること。

エ　職場における腰痛予防対策指針を踏まえ、荷姿、荷の重量等について、作業者の負担が軽減されるように配慮すること。

【荷主等の実施事項】
・荷主等が管理する施設において人力荷役をする場合は、ウを実施すること。
・エについて配慮すること。
・陸運事業者の労働者が重量の重い荷を扱う場合は、荷主等の労働者に作業を補助させること。
・台車等を用意すること。

(6) その他の労働災害の防止対策

ア　荷役作業を行う労働者に対し、ガイドラインで示された事項（別表 8）を遵守させること。

イ　崩壊・倒壊、踏み抜き等のパレットの破損による労働災害を防止するため、パレットの破損状況を確認し、破損している場合は交換すること。

【荷主等の実施事項】
荷主等が用意したパレットについて、イを実施すること。

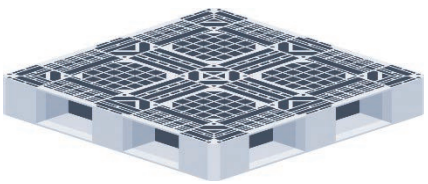

4　荷役作業の安全衛生教育の実施

(1) 荷役作業従事者に対する安全衛生教育

陸運事業者は、荷役作業を行うことになる労働者に対し、雇入れ時教育等を行う際に、ガイドラインで示された事項について安全衛生教育を実施すること。なお、既に荷役作業に従事している陸運業の労働者であって、これらの教育を受けていない労働者についても同様であること。

ア　荷役運搬作業における積卸し作業（ロープ掛け、ロープ解きの作業及びシート掛け、シート外しの作業を含む。）の知識
イ　荷の種類等
ウ　荷役運搬機械等の種類
エ　使用器具及び工具
オ　作業箇所の安全確認
カ　服装及び保護具
キ　反復・定例的に荷の運搬を請け負う荷主等の事業場の構内における荷役作業がある場合には、当該構内において留意すべき事項

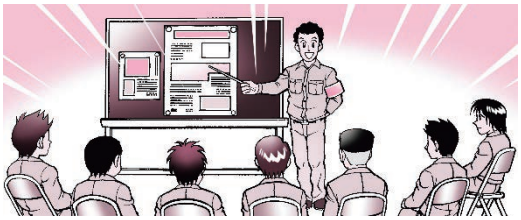

【荷主等の実施事項】
荷主等の労働者が運転する荷役運搬機械により、陸運事業者の労働者が被災することのないよう、労働者に荷役運搬機械の安全衛生教育を行うこと。

(2) 労働安全衛生法に基づく資格等の取得

ガイドラインで示された各種の資格等（別表 9）について、それぞれの労働者の職務の内容に応じ、対象者、実施時期、教育内容等を適切に定め、計画的な取得を推進すること。

(3) 作業指揮者等に対する教育

以下の作業指揮者等に対する教育について、それぞれの労働者の職務の内容に応じ、対象者、実施時期、教育内容等を適切に定め、計画的な受講を推進すること。

ア　車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育
イ　積卸し作業指揮者教育
ウ　危険予知訓練
エ　リスクアセスメント教育
オ　腰痛予防管理者教育

【荷主等の実施事項】（運送発注担当者等への改善基準告示の概要の周知）
運送業務の発注を担当する労働者等に対し、改善基準告示の概要について周知し、貨物自動車運転者が改善基準告示を遵守できるような着時刻や荷待ち時間等を設定させること。
（注）改善基準告示：「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第７号）」～貨物自動車運転者について、拘束時間、運転時間の上限等を定めたもの。

(4) 日常の教育

陸運事業者は、荷役作業を行う労働者に対し、上記２において労働者に遵守させる必要があるとした事項について、繰り返し教育を行い、その徹底を求めること。こうした教育においては、災害事例を用いるほか、実際の荷役作業を想定したイラストシート、写真等を用いて、荷役作業を行う労働者に潜在的危険性を予知させ、その防止対策を立てさせることにより、安全を確保する能力を身につけさせる危険予知訓練を行うこと。

5　陸運事業者と荷主等との連絡調整

(1) 荷役作業における役割分担の明確化

運送契約時に、荷役作業における陸運事業者と荷主等との役割分担を明確にするよう、陸運事業者と荷主等は、荷役作業等の付帯業務について書面契約の締結を推進すること。

【荷主等の実施事項】
・上記の書面契約の締結を推進すること。
・配送先は発荷主にとっての顧客であるため、陸運事業者と配送先は運送契約を締結する関係にない場合が多い。この場合、運送契約に基づく荷卸し時の役割分担や実施事項を発荷主が配送先と事前に調整し、陸運事業者に通知すること。

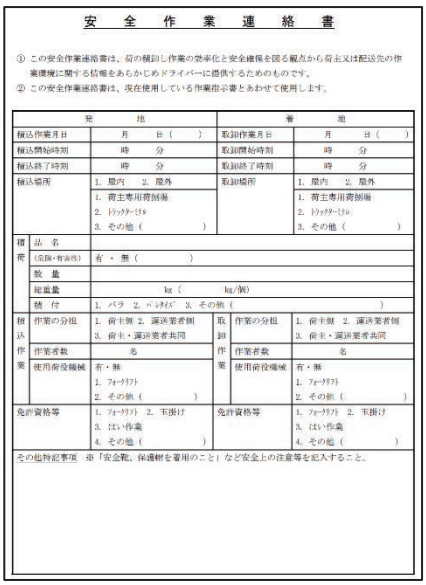

安　全　作　業　連　絡　書

① この安全作業連絡書は、荷の積卸し作業の効率化と安全確保を図る観点から荷主又は配送先の作業環境に関する情報をあらかじめドライバーに提供するためのものです。
② この安全作業連絡書は、現在使用している作業指示書とあわせて使用します。

	発　地		着　地	
積込作業月日	月　日（　）	取卸作業月日	月　日（　）	
積込開始時刻	時　分	取卸開始時刻	時　分	
積込終了時刻	時　分	取卸終了時刻	時　分	
積込場所	1. 屋内　2. 屋外 1. 荷主専用荷捌場 2. ドックターミナル 3. その他（　）	取卸場所	1. 屋内　2. 屋外 1. 荷主専用荷捌場 2. ドックターミナル 3. その他（　）	
積荷	品　名			
	(危険・有害性)	有・無（　）		
	数　量			
	総重量	kg（　kg/個）		
	積　付	1. バラ　2. パレタイズ　3. その他（　）		
積込作業	作業の分担	1. 荷主側　2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同	取卸作業	作業の分担
	作業者数	名		作業者数
	使用荷役機械	有・無 1. フォークリフト 2. その他（　）		使用荷役機械
免許資格等		1. フォークリフト　2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他（　）	免許資格等	1. フォークリフト　2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他（　）
その他特記事項　※「安全靴、保護帽を着用のこと」など安全上の注意等を記入すること。				

(2) 荷役作業実施における陸運事業者と荷主等との連絡調整

上記(1)のとおり、運送の都度、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場において荷役作業を行う必要があるかについて事前に確認すること。確認の結果、荷役作業がある場合には、運搬物の重量、荷役作業の方法等の荷役作業の内容を、「安全作業連絡書（参考例）」等を使用して把握するとともに、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場で使用する荷役運搬機械の運転に必要な資格等を有しているか併せて確認すること。

【荷主等の実施事項】
陸運事業者の労働者が荷役作業を行う場合、陸運事業者の荷役災害防止の担当者に対し、安全作業連絡書（参考例を参照）の内容を通知すること。

(3) 陸運事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置

荷主等の事業場において、陸運事業者の労働者が反復・定例的に荷役作業を行う場合には、安全な作業方法の確立等について、陸運事業者と荷主等で協議する場を設けること。

具体的には、荷台等からの墜落・転落災害、荷役運搬機械等による災害、転倒や動作の反動・無理な動作による災害の防止対策等について協議するほか、合同で荷役作業場所の巡視、リスクアセスメントの実施等を行うこと。

また、荷役作業を行うことによる身体的な負荷を考慮して、運行計画のあり方や荷主先における休憩施設の設置等についても併せて協議すること。

【荷主等の実施事項】　上記安全衛生協議組織設置の取組を実施すること。

6　自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置

貨物自動車運転者に荷役作業を行わせる場合には、運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間を考慮した運行計画を作成すること。

【荷主等の実施事項】
陸運事業者の労働者が荷役作業を行う場合、荷役作業を行うことによる疲労に配慮した十分な休憩時間の確保や着時刻の弾力化について配慮すること。

7　陸運事業者間で業務請負等を行う場合の措置

陸運事業者が自ら受注した運送業務（荷役作業を含む。）を他の陸運事業者に請け負わせる場合には、元請事業場において、下請事業場との協議組織を設置及び運営し、作業間の連絡調整、作業場所の巡視、請負事業場が行う労働者の安全衛生教育に対する指導・援助等を行うこと。

【荷主等の実施事項】
上記を実施することが適当であること。

別表１　墜落・転落災害防止のため労働者が遵守する事項

① 荷役作業を行う前に、貨物自動車周辺の床・地面の凹凸等を確認すること。また、資材等が置かれている場合には整理・整頓してから作業を行うこと。
② 不安定な荷の上ではできる限り移動しないこと（一度地面に降りて移動すること。）。
③ 荷締め、ラッピング、ラベル貼り等の作業は、荷や荷台の上で行わず、出来る限り地上から又は地上での作業とすること。
④ 要求性能墜落制止用器具を取り付ける設備がある場合は、要求性能墜落制止用器具を使用すること。
⑤ 墜落・転落の危険のある作業においては、墜落時保護用の保護帽を着用すること。
⑥ 荷や荷台の上で作業を行う場合は、フォークリフトの運転者等から見える安全な立ち位置を確保すること。
⑦ 荷や荷台の上で作業を行う場合は、荷台端付近で背を荷台外側に向けないようにし、後ずさりしないこと。
⑧ 雨天時等滑りやすい状態で作業を行う場合には、耐滑性のある靴（Ｆマーク）を使用すること。
⑨ あおりを立てる場合には、必ず固定すること。
⑩ 最大積載量が２ｔ以上の貨物自動車の荷台への昇降は、昇降設備を使用すること。最大積載量が２ｔ未満の貨物自動車の荷台への昇降についても、できる限り昇降設備（踏み台等の簡易なものでもよい。）を使用すること。
⑪ 荷や荷台、貨物自動車の運転席への昇降（乗降）については、三点確保（手足の４点のどれかを動かす時に残り３点で確保しておくこと）を実行すること。

別表２　フォークリフトによる労働災害の防止対策

陸運事業者	荷主等
ア　フォークリフトの運転は、最大荷重に合った資格を有している労働者に行わせること。 イ　所有するフォークリフトの定期自主検査を実施すること。 ウ　作業計画を作成すること。 エ　労働者が複数で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置すること。 オ　フォークリフトを用いて荷役作業を行う労働者に、別表 2-1 の事項を遵守させること。 カ　構内におけるフォークリフト使用のルール（制限速度、安全通路等）を定め、荷役作業を行う労働者の見やすい場所に掲示すること。 キ　通路の死角部分へのミラー設置等を行うとともに、フォークリフトの運転者にこれらを周知すること。 ク　フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分すること。	ア　陸運事業者の労働者にフォークリフトを貸与する場合は、最大荷重に合った資格を有していることを確認すること。 イ　所有するフォークリフトの定期自主検査を実施すること。 ウ　陸運事業者に対し、作業計画の作成に必要な情報を提供すること。 エ　荷主等の労働者が運転するフォークリフトにより、陸運事業者の労働者が被災することを防止するため、荷主等の労働者にフォークリフトによる荷役作業に関し、必要な安全教育を行うこと。 オ　荷主等の管理する施設において、構内におけるフォークリフト使用のルール（制限速度、安全通路等）を定め、労働者の見やすい場所に掲示すること。 カ　荷主等の管理する施設において、構内制限速度の掲示、通路の死角部分へのミラー設置等を行うとともに、フォークリフトの運転者にこれらを周知すること。 キ　荷主等の管理する施設において、フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分すること。

別表 2-1 労働者の遵守事項

① フォークリフトの用途外使用（人の昇降等）をしないこと。
② 荷崩れ防止措置を行うこと。
③ シートベルトを装備しているフォークリフトの運転時にはシートベルトを着用すること。
④ フォークリフトを停車したときは逸走防止措置を確実に行うこと。万一、フォークリフトが動き出したときは、止めようとしたり、運転席に乗り込もうとしないこと。
⑤ マストとヘッドガードに挟まれる災害を防止するため、運転席から身を乗り出さないこと。
⑥ 運転者席が昇降する方式のフォークリフトを使用する場合は、要求性能墜落制止用器具の使用等の墜落防止措置を講じること。
⑦ 急停止、急旋回を行わないこと。
⑧ 荷役作業場の制限速度を遵守すること。
⑨ バック走行時には、後方（進行方向）確認を徹底すること。
⑩ フォークに荷を載せての前進時には、前方（荷の死角）確認を徹底すること。
⑪ 構内を通行する時は、他者が運転するフォークリフトとの接触を防ぐため、安全通路を歩行するとともに、荷の陰等から飛び出さないこと。

別表３　クレーン等による労働災害の防止対策

陸運事業者	荷主等
ア　クレーン等の運転は、クレーン等のつり上げ荷重に合った資格を有している労働者に行わせること。 イ　所有するクレーン等の定期自主検査を実施すること。 ウ　クレーン等を用いて荷役作業を行う労働者に、定格荷重を超えて使用させないこと。 エ　移動式クレーンについては、設置場所の地耐力、暗渠や埋設物を運転者に周知すること。また、移動式クレーンを	ア　陸運事業者の労働者にクレーン等を貸与する場合は、つり上げ荷重に合った資格を有していることを確認すること。 イ　所有するクレーン等の定期自主検査を実施すること。 ウ　荷主等の労働者が運転するクレーン等により、陸運事業者の労働者が被災することを防止するため、荷主等の労働者にクレーン等による荷役作業に関し、必要な安全

設置する場所に傾斜がある場合にはできるだけ補正すること。 オ　移動式クレーンの転倒防止のための敷鉄板を敷設すること。 （注）クレーン等とは「クレーン、移動式クレーン」のことです。	教育を行うこと。 エ　荷主等が管理する施設において、陸運事業者の労働者が移動式クレーンを運転する場合は、設置場所の地耐力、暗渠や埋設物を周知すること。また、移動式クレーンを設置する場所に傾斜がある場合にはできるだけ補正しておくこと。 オ　荷主等の管理する施設において、陸運事業者の労働者が移動式クレーンを運転する場合は、転倒防止のための敷鉄板を準備すること。

別表４　コンベヤーによる労働災害の防止対策

陸運事業者	荷主等
ア　コンベヤーを使用して荷役作業を行う労働者に対し、別表 4-1 の事項を遵守させること。 イ　通行のためコンベヤーをまたぐ必要がある場合は、踏切橋等を設けること。 ウ　ベルトコンベヤーの駆動ローラとフレーム又はベルトとの間に指等を巻き込まれないよう覆いを設けること。 エ　コンベヤーに逸走等防止装置、非常停止装置を設けること。	ア　荷主等が管理する施設において、通行のためコンベヤーをまたぐ必要がある場所は、踏切橋等を設けること。 イ　荷主等が管理するコンベヤーの駆動ローラとフレーム又はベルトとの間に指等を巻き込まれないよう覆いを設けること。 ウ　荷主等が管理するコンベヤーに逸走等防止装置、非常停止装置を設けること。

別表 4-1　労働者の遵守事項

① コンベヤーの反対側に移動する場合は、安全な通路を通ること。（コンベヤーをまたがないこと。）
② コンベヤーが荷詰まりを起こした場合は、コンベヤーを停止させてから荷詰まりを直すこと。
③ コンベヤーを修理、点検する場合は、コンベヤーを停止させてから行うこと。

別表５　テールゲートリフターによる労働災害の防止対策

【陸運事業者の実施事項】
ア　テールゲートリフターの操作は、特別教育を受講した労働者に行わせること。
イ　作業開始前及び定期にテールゲートリフターを点検すること。
ウ　テールゲートリフターを用いて荷役作業を行う労働者に、別表 5-1 の事項を遵守させること。

別表 5-1　労働者の遵守事項

① ロールボックスパレットをテールゲートリフターに積載する際は、キャスターストッパー、歯止め等の逸走防止措置を講ずること。特に、いわゆるU字型ロールボックスパレット（前部のキャスターの間隔が後部のキャスターの間隔よりも短くなっているもの。）については、短辺側をストッパーに当てると斜め配置になる等の、キャスター旋回による転倒や荷崩れ等のリスクがあるため、逸走防止措置を確実に講ずること。
② 床下格納式テールゲートリフターは、折り畳み部周辺の側部ストッパーに隙間が生じることから、床下格納式テールゲートリフターを使用してロールボックスパレット、台車等（以下「ロールボックスパレット等」という。）の積載の作業を行うに当たっては、当該隙間から同ロールボックスパレット等の車輪が脱輪しないよう、注意しつつ積載すること。

別表６　ロールボックスパレット等による労働災害の防止対策

陸運事業者	荷主等
ア　ロールボックスパレット等を使用して人力で荷役作業を行う労働者に対し、別表 6-1 の事項を遵守させること。 イ　ロールボックスパレット等の進行方向の視界を確保するとともに、ロールボックスパレット等と他の物との間に手足等を挟まれることのないよう、移動経路を整理整頓しておくこと。 ウ　ロールボックスパレット等のキャスターが引っ掛かって転倒することを防止するため、床・地面の凹凸や傾斜をできるだけなくすこと。 エ　ロールボックスパレットに不具合があった場合は、速やかに所有者または荷主に対しその旨を報告し、その後の対応を協議すること。 オ　最大積載重量を遵守するとともに、偏加重が生じないようにすること。	ア　荷主等が管理する施設において、ロールボックスパレット等の進行方向の視界を確保するとともに、ロールボックスパレット等と他の物との間に手足等を挟まれることのないよう、移動経路を整理整頓しておくこと。 イ　荷主等が管理する施設において、ロールボックスパレット等のキャスターが引っ掛かって転倒することを防止するため、床・地面の凹凸や傾斜をできるだけなくすこと。 ウ　荷主等がロールボックスパレットに荷を積載する場合は、最大積載重量を遵守するとともに、偏加重が生じないようにすること。 エ　荷主等は、自身が所有するロールボックスパレットについて、最大積載重量を表示するとともに、定期的に不具合の有無を点検し、不具合があった場合は、補修するまでの間使用してはならないこと。また、陸運事業者より不具合等の報告があったときは、対応を協議すること。

別表 6-1　労働者の遵守事項

① ロールボックスパレット等に激突されたり、足をひかれたりした場合に備え、安全靴を履き、脚部にプロテクターを装着すること。
② ロールボックスパレット等を移動させる場合は、前方に押して動かすこと。
③ トラックの荷台からロールボックスパレット等を引き出す場合は、荷台端を意識しながら押せる位置まで引き出し、その後は押しながら作業すること。
④ ロールボックスパレット等を荷台からテールゲートリフターに移動する場合は、テールゲートリフターのストッパーが出ていることを確認すること。
⑤ ロールボックスパレット等を移動させないときは、必ずキャスターストッパーを使用すること。ロールボックスパレット等にキャスターストッパーが備わっていない場合は、歯止めなど適切な逸走防止措置を講ずること。
⑥ 見通しの悪い場所については一時停止して確認するか、声をかけること。
⑦ 停止するときやカーブを曲がる場合は、２m程前から減速すること。
⑧ 重量が重いロールボックスパレット等は、２人で押すこと。
⑨ 荷台のロールボックスパレット等は、貨物自動車を運行している際に動かないよう、ラッシングベルト等で確実に固定すること。

別表７　動作の反動、無理な動作による労働災害防止のため労働者が遵守する事項

① 荷役作業を行う前に準備運動を行うこと。特に、長時間の貨物自動車の運転の後は、直ちに荷役作業を行わず、少なくとも数分間は立った姿勢で腰を伸ばすこと。
② 中腰の作業姿勢など不自然な作業方法をとらないこと。
③ 重量物（ロールボックスパレット等）を押す場合には、荷に身体を寄せて背を伸ばし、上体を前傾させて前方の足に体重をかけて押すこと。
④ 重量の重い荷は、２人以上で扱うこと。
⑤ できるだけ台車等を使用すること。

別表８　荷役作業を行う労働者が順守する事項

① ロープ解きの作業、シート外しの作業を行う場合は、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に行うこと。
② 荷室扉を開ける場合は、運行中に荷崩れした荷や仕切り板が落下してこないか確認しながら行うこと。
③ あおりを下ろす場合は、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に行うこと。
④ 鋼管、丸太、ロール紙等は、歯止め等を用いて確実に荷崩れを防止すること。
⑤ 停車中の貨物自動車の逸走防止措置を確実に行うこと。万一、貨物自動車が動き出したときは、止めようとしたり、運転席に乗り込もうとしないこと。

別表９　労働安全衛生法に基づく資格等

ア　フォークリフト
(ｱ) 最大荷重１トン以上のフォークリフト（技能講習）
(ｲ) 最大荷重１トン未満のフォークリフト（特別教育）
(ｳ) フォークリフト運転業務従事者教育（危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針（以下「安全衛生教育指針公示」という。）に基づく教育）
イ　フォークローダー
(ｱ) 最大荷重１トン以上のフォークローダー（技能講習）
(ｲ) 最大荷重１トン未満のフォークローダー（特別教育）
ウ　クレーン等
(ｱ) つり上げ荷重が５トン以上のクレーンの運転（免許）
(ｲ) つり上げ荷重が５トン未満のクレーンの運転（特別教育）
(ｳ) つり上げ荷重５トン以上の移動式クレーンの運転（免許）
(ｴ) つり上げ荷重１トン以上５トン未満の移動式クレーンの運転（技能講習）
(ｵ) つり上げ荷重 0.5 トン以上１トン未満の移動式クレーンの運転（特別教育）
(ｶ) つり上げ荷重１トン以上の移動式クレーンの玉掛け業務（技能講習）
(ｷ) クレーン運転士安全衛生教育（安全衛生教育指針公示に基づく教育）
(ｸ) 移動式クレーン運転士安全衛生教育（安全衛生教育指針公示に基づく教育）
エ　テールゲートリフター
　貨物自動車に設置されているテールゲートリフター（特別教育）

陸災防香川県支部会員の皆様へ

広報誌のご案内

お役立ち
安全衛生情報をお届けします

お届けする陸災防広報誌「陸運と安全衛生」の内容

- 会員事業場の安全衛生活動内容の紹介、災害事例とその対策などを掲載しています。
- 毎月 10 日に陸災防本部よりＥメールにてお届けします。

登録料・購読料は無料です。

下記、お届け先登録申込書に必要事項を記入の上、ＦＡＸにてお申込みください。

お届け先登録申込書

申込先　陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部
▷▷▷ＦＡＸ　０３－３４５３－７５６１

事業場名または **個人名**			
電話番号		**ＦＡＸ番号**	
都道府県			
メールアドレス			

（注）　次の URL から「陸運と安全衛生」配信規約をご覧ください。https://fofa.jp/rikusai/a.p/101/
登録完了のメールをお送りします。もし、届かない場合は下記の「お問い合せ先」までご連絡ください。
お申込みいただいたメールアドレス等の情報は、広報誌や陸災防からの情報をご提供する目的のみに利用させていただきます。なお、会員の確認等のため、陸災防支部に登録情報を提供することがあります。

講習のご案内

フォークリフト講習・はい作業主任者講習　等の日程は、下記ホームページをご覧ください。

http://www.rikusaibou-kagawa.jp/

陸運労災防止協会香川　検索

お問い合わせ先

厚労省所管
災害防止団体

陸運労災防止協会香川県支部
TEL　０８７－８５１－６２５１

会員名簿の変更等について

令和5年7月1日

当協会発行の会員名簿（令和5年度版）について、下記のとおり変更等をお願いします。

（一社）香川県トラック協会

ページ	会　社　名　他	変　更　内　容
6	滝宮運送 有限会社	【　代表者　】 山　本　　貢　一
9	株式会社 エスエル運輸	【　FAX番号　】 087－864－7566
13	四国運輸 株式会社 坂出支店	【　代表者　】 松　本　　俊　一
15	綾川運輸 株式会社	【　退　会　】
18	井上工業 株式会社	【　退　会　】

※名簿の変更等ございましたら、香ト協宛（TEL:087-851-6381）ご連絡下さい。